

1 2 月 1 0 日 (第 2 日)

12月10日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	安西翔平	2番	濱寄眞琴
3番	小栗賢	4番	長原和哉
5番	小野藤訓	6番	宮下成美
7番	笥本語	8番	上本雄一郎
9番	平本美幸	10番	美濃英俊
11番	角増正裕	12番	古居俊彦
13番	長坂実子	14番	平川博之
15番	浜西金満	16番	上松英邦

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手 三生	教育長	岡田 學
総務部長	奥田 修三	企画部長	畑河内 真
危機管理監	速山 政治	市民生活部長	猪垣 英治
福祉保健部長	山田 浩之	産業部長	佐野 数博
土木建築部長	東埜泰二郎	教育部長	矢野 圭一
消防長	米田 尋幸	選挙管理委員会事務局長	越野 竜

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	奥村 克希
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	同意第4号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	同意第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	同意第7号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9	議案第 6 2 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 6 3 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 6 4 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 6 5 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 6 6 号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 6 7 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 6 8 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 6 9 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 7 0 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 7 1 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 9	議案第 7 2 号	江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 0	議案第 7 3 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 1	議案第 7 4 号	江田島市小用地区開発事業基金条例を廃止する条例案について
日程第 2 2	議案第 7 5 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 2 3	議案第 7 6 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 4	議案第 7 7 号	令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 7 8 号	令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 7 9 号	令和 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 8 0 号	令和 7 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 8 1 号	令和 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上松英邦君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日も一日どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、令和7年第5回江田島市議会定例会第2日を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上松英邦君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

9番 平本美幸議員。

○9番（平本美幸君） 皆様、おはようございます。

9番議員の平本美幸です。傍聴して下さっている皆様、またインターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき本当にありがとうございます。また、執行部の皆様におかれましても、日々のきめ細やかな業務、大変お疲れさまです。

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。新しい年が皆様にとって希望に満ちた年でありますよう祈念いたしますとともに、引き続き、市民の皆様の声を市政に届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、2項目7点の質問をいたします。

1項目めは、物価高騰対策についてです。

昨今の物価高騰は、私たちの日々の生活に直結する食料品や燃料、資材等、あらゆる分野に影響を及ぼしており、市民生活のみならず、市内事業者の経営も圧迫しています。こうした状況の中で、市としてどのように影響を把握し、持続的に暮らしと地域経済を支えていくのか、次の点について伺います。

1点目、市はどのように把握しているのか。

2点目、市民への生活支援について。

3点目、各業種別の支援策について。

4点目、市独自の物価高騰対策について。

2項目めは、市民の安全・防犯策についてです。

本市は、住宅や店舗が分散しており、災害時や犯罪発生時の抑止力や早期発見、捜査に支障を来すおそれがあります。そのため、防犯カメラやドライブレコーダーの映像が災害時や緊急時において迅速な状況把握や対応に有効だと考えます。市民の安全・安心を守る施策の充実が今後一層求められている現状を踏まえ、次の点について伺います。

1点目、自宅及び店舗に防犯カメラを設置している件数は。

2点目、安全・安心のために自宅や店舗への助成制度の創設は可能か。

3 点目、公用車のドライブレコーダーの設置状況は。

以上、2 項目 7 点について、市長の答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 平本議員から 2 項目 7 点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず、1 項目めの物価高騰対策についてでございます。

まず、1 点目の市はどのように把握しているのかとのお尋ねでございます。

本市では、国や県が公表する消費者物価指数等の経済指標を注視するとともに、市商工会、漁協等の団体や交通事業者等へのヒアリングを通じて実情の把握に努めているところでございます。

その結果、国の消費者物価指数は、前年同月比を約 3 % 上回る傾向で推移しておりまして、燃料価格の高騰など輸送コストの増大、電気・ガス等の料金の上昇、さらには資材や飼料・肥料等の高騰など、市民の皆様の日々の暮らしや事業者の経営に影響を及ぼしているものと認識いたしております。

次に、2 点目の市民への生活支援についてでございます。

これまで本市では、市民の皆様が物価高騰の影響下において生活を維持できるよう、様々な支援策を講じてまいりました。具体的には、低所得者を対象とした給付金の交付や水道料金の減額のほか、子育て世代への負担軽減を図るため、認定こども園及び小中学校給食費の免除・補助を実施してまいりました。こうした直接的な支援により、市民の皆様生活を下支えしているところでございます。

次に、3 点目の各業種別の支援策についてでございます。

これまで各分野の課題に対応するため、きめ細かな支援を展開してまいりました。交通・物流・観光業におきましては、航路やバス・タクシーの事業者に対する燃料費の補助、農林水産業・商工業においては、事業継承や経営安定化に向けた給付金の交付、医療・介護・障害福祉分野におきましては、光熱費や食材費高騰の影響を緩和するための給付事業を実施してまいりました。

次に、4 点目の市独自の物価高騰対策についてでございます。

本市がこれまで実施してまいりました物価高騰対策のうち、海上航路の維持や農業・漁業の小規模事業者までを対象としたきめ細かな支援は、地域の実情に合わせた本市独自の施策でございます。

こうした中、国におきましては、先月、11 月 28 日に物価高騰対策に係る補正予算を閣議決定し、今臨時国会においてその内容が審議されるものと承知いたしております。

今後につきましては、国の動向を注視しつつ、交付金制度の内容が判明次第、市民の皆様及び事業者が必要とする支援策を速やかに実施できるよう準備してまいります。

続きまして、2 項目めの市民の安全・防犯策についてでございます。

初めに、1 点目の自宅及び店舗に防犯カメラを設置している件数はとのお尋ねでございます。

自宅や店舗に設置されている防犯カメラにつきましては、設置の際に届け出る必要が

ないことや、設置していることを他人に知られたくないなど、プライバシーに関わることもあることから、市では件数を把握しておらず調査もしていません。

次に、2点目の安全・安心のために自宅や店舗への助成制度を創設は可能かとのお尋ねでございます。

本市では、江田島警察署との連携を図り、市内の港湾や交差点などに防犯カメラの設置を進めております。また、犯罪や事故などに備えて、市民の皆様からの要望により、期間を定めて臨時的防犯カメラを設置しているところでございます。

なお、防犯カメラは、犯罪抑止にも有効であることから、自宅や店舗への助成制度の創設につきましては、今後、市民ニーズや国・県の補助制度の動向、また、他の市町の事例なども踏まえながら検討してまいります。

最後に、3点目の公用車のドライブレコーダーの設置状況はとのお尋ねでございます。

本市では、令和元年度から公用車へのドライブレコーダーの設置を進め、現在、ごみ収集車や消防車両などの事業用車両を含めた全ての公用車189台のうち、37%に当たる70台に設置いたしております。

昨今、ドライブレコーダーの有用性は広く認知され、事故発生時の原因究明や犯罪等における証拠映像として、その役割は高く安心感や信頼性の確保にもつながるものと考えております。今後も順次、車両の入替えや新規購入時には必要なオプションとして設置を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） ただいま御答弁をいただきました。その内容について再質問いたします。

まず、1項目めの物価高騰対策についてです。

市民への生活支援について、そして各業種別の支援策についてお答えいただきました。

物価高騰の影響を受ける市民の皆様生活を支えるために、様々な、そして幅広い施策が実施され、市民の皆様からも一定の評価をいただいているものと受け止めております。

しかしながら、その一方で、低所得者への給付金については対象の方全員に行き渡っていないとの声を市民の方から伺っております。

低所得者を対象にした給付金の交付事業について、対象世帯数や支援の額、実施時期等、これまでの実績について伺います。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 市民の民様への生活支援として、低所得者を対象とした給付金がございます

これは、国が物価高騰の影響により負担増になっていることを踏まえ、特に家計への影響が多い低所得世帯に対する給付金を支給するもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者世帯支援枠を活用した全国的な給付事業でございます。

本市におきましても、国の方針に従い、これまで実施をしております。

給付金事業は、令和4年度から令和6年度までの間、6回にわたり給付しており、各

年度において対象世帯数や給付額は異なりますが、対象世帯・給付額の多い令和5年度の住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、追加分では3,763世帯に対し2億6,341万円を給付しております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） 続いて、この給付事業の給付率を伺います。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 先ほど申しました令和5年度の給付事業では、対象と思われる世帯3,892世帯に対し3,763世帯に給付しており、給付率は96.7%でございます。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） この給付金制度は、物価高騰により負担増となった特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、生活の安定を図るために国が実施したものであり、その趣旨を考えると、本来必要な方に確実に届けることが重要であると考えます。

市として、給付率100%にならなかった原因や課題を分析されているのか、また今後のきめ細やかな支援に向けてどう取り組んでいかれるのか伺います。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） この給付金は、物価高により特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対するものであり、議員おっしゃるとおり本来支援が必要な方に確実に届けることが重要であると考えております。

この給付金事業の実施に当たり、これまで市では、給付金の対象となる世帯に対し、支給要件確認書や給付金のチラシ、返信用の封筒を同封し、書類を提出していただくよう通知をしております。

また、市において過去の給付金の支給により口座情報を把握している世帯につきましては、申請を要することなくプッシュ型により確実に給付金を振り込んでおります。

そのほか、市の広報紙、市のホームページにより、広く制度の周知を図っております。

さらには、この給付金の申請には期限がございますので、申請期限が近づいた時点で再度、市の広報紙で周知するとともに、申請されていない世帯に対しては再度の通知を行っております。

給付率が100%にならなかった要因といたしましては、給付金の対象世帯は高齢世帯が多く、通知が届いても何の書類か分からないとか、手続の方法が分からないなどにより申請ができていないことがその一つにあると考えております。

このような状況を踏まえまして、今後、同種の給付金事業が実施される場合には、高齢者の方に関わりのあります民生委員や介護福祉事業者に対しても事業の案内をするなど、きめ細かな取組によって給付率が100%に近づくよう、事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） 今回、低所得者への給付事業を例に取り上げて伺いましたが、申請が必要な支援策の中には、対象の方に十分に情報が届いていない場合や申請をためらってしまうケースもあるのではないかと感じております。せっかくの制度も支援が必要な方に確実に届かなければ、事業の目的が十分に果たされているとは言えません。そのためには、どんな事業においても、対象者となる皆様に寄り添った丁寧で分かりやすい周知や広報の工夫により、今後もよりきめ細やかな情報提供に努めていただくよう要望いたします。

続いての質問です。

国の物価高騰対策に伴う給付金事業については、臨時的に発生し、短期間で準備、そして給付を行う必要があります。

市民の皆様に確実に支援を届けることや職員の負担軽減の観点から、給付金関連業務のアウトソーシングやデジタルツールの活用などにより事務を進めることも選択肢の一つとして有効であると考えますが、見解を伺います。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 議員おっしゃるとおり、この事業は臨時的に発生するものであり、また国からは、市町村に対し、早期の補正予算の成立や可能な限り速やかに給付が開始されるよう要請があり、職員に大きな負担が生じていると思っております。このため、この事業の中で委託できることについては、外部へ委託するとの考え方の下、事業を行ってまいりました。

これまでの給付金事業の実施に当たりましては、事業の一部対象世帯に送付いたします通知の封入・封緘等業務を外部に委託しております。

民間事業者による給付金業務委託サービスなるパッケージもございますが、委託契約手続等に時間を要し、給付開始時期が遅れることやこれまでの給付事務の実績により職員の事務に関するノウハウが蓄積されていることから、全ての業務を委託しておりません。

なお、提出された書類をAI-OCRで読み取り、支払いデータを作成するなど、デジタルツールを活用し、職員の負担軽減と迅速な給付を行っております。

今後、同種の給付金事業が実施される場合には、さらなる業務の効率化を図り、職員の事務負担の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） ただいまアウトソーシングについて申し上げましたが、職員削減が進む中で、給付金事務に限らず、他の事務事業においても共通する課題ではないかと考えたからであり、より正確で効率的な事務処理、そして職員の軽減につながるのではないかとという観点からです。

一方で、これまでの御答弁にもありましたとおり、職員の皆様に十分なノウハウが蓄積され、安定的に事務が運用されている状況については理解をしているところでございます。

このたび、国において閣議決定された物価高騰対策に係る補正予算につきましては、

市民の皆様の関心も高く、大きな期待が寄せられているものと認識しております。

そのような中で、何よりも大切なのは、対象となる市民の皆様に必要な支援が迅速かつ確実に行き渡ることであると考えます。

今後とも、業務体制の在り方については、柔軟に御検討いただきながら、市民の民様に寄り添った行政運営に努めていただくことを要望し、1項目めの物価高騰対策についての質問を終わります。

次に、2項目めの市民の安全・防犯策について再質問いたします。

1点目の自宅や店舗に設置されている防犯カメラの件数を把握されていない理由については理解いたしました。

しかし、江田島市は、居住地が点在しており、地域によっては目が届きにくい場所も多くあります。人口減少や高齢化が進んでいく中で、人通りが少なくなる地域が今後さらに増えていくことが予測されます。犯罪の抑止力の観点から、住宅や店舗に設置される防犯カメラは重要な役割を担っていると考えます。

本市では、江田島警察署と連携を図り、市内の港湾や交差点などに防犯カメラの設置を進めているとの市長答弁をいただきましたが、その設置状況について、選定の理由や今後の計画を併せて伺います。

○議長（上松英邦君） 速山危機管理監。

○危機管理監（速山政治君） 市が設置の防犯カメラの状況、今後の計画についてですが、防犯カメラは、フェリーや高速艇の棧橋、早瀬大橋付近など、本市への全てのアクセス箇所に設置しているほか、市内の走行経路となる主要な交差点、合計16台を設置しております。

設置の目的台数や、いつまでにどういったといった具体的な計画はございませんが、これまでも本市の犯罪状況を踏まえた上で江田島警察署と協議をしながら設置を進めておりますので、今後もしっかりと連携を図りながら設置について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） 防犯カメラを港や主要な交差点など、交通結末点等に配置しているのは理解しました。

しかしながら、防犯カメラの設置及び活用は、市民の皆様の安心感の醸成に直結する重要な施策であることから、この16台で十分であるかは検討する必要があると考えます。例えば、児童生徒が通う通学路など、こどもの安全に目を向けた防犯カメラがあってもいいのではないのでしょうか。引き続き、警察と連携を図りながら拡充に向けた取組をお願いいたします。

そして、市民の皆様の安心感の醸成も必要です。防犯カメラの設置場所を周知することで、地域の治安維持に対する市の取組を理解し、安心感を得ることができるのではないかと考えます。また、市民の皆様が不安を感じやすい場所にカメラがあることが分かれば、日々の生活における安全性の感覚が高まります。

他市町では、行政が設置した防犯カメラ設置場所の一覧を公表しているところもあります。このように設置場所や目的の見える化を進めることにより、市民の皆様の安心感

のさらなる向上が期待されることから、より分かりやすい情報発信に努めていただくとともに、引き続き安全・安心なまちづくりを推進していただくよう要望いたします。

次に、臨時の防犯カメラについて伺います。

犯罪や事故等に備え、市民の皆様からの要望により、臨時の防犯カメラを設置しているとの御答弁がありました。具体的にどのような要望に基づいて設置しているのか、併せて設置期間、設置条件など、運用の実態について詳しくお聞かせください。

○議長（上松英邦君） 速山危機管理監。

○危機管理監（速山政治君） 臨時防犯カメラの設置状況でございますが、平成26年度から運用を開始し、これまでに江田島町2か所、能美町5か所、沖美町8か所、大柿町10か所の合計25か所で設置しております。

設置の理由については、盗難に関するものが多く、不審者や迷惑行為に関するものについても対応しております。

設置の期間は、1か月を目安としており、設置場所にはコンセントなどの電源が必要で、また防犯カメラ監視中の表示を掲げることになります。

基本的には、防犯上の観点から市や江田島警察署に相談がありまして、防犯カメラの設置が不安解消につながる事案であれば連携して対応しております。

これまで実際に検挙につながっているものもございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） 臨時の防犯カメラの活用状況及び効果について、御答弁をいただきました。

実際に検挙につながった事例もあるとのことから、市民の皆様からの不安や相談に寄り添い、必要と判断される場合にはしっかりと活用できる体制を整えていただき、制度の周知や一層の活用促進につなげていただくことを要望いたします。

次に、自宅や店舗への防犯カメラの助成制度について伺います。

市長答弁では、今後の検討事項とされておりますが、本市の地理的特性を踏まえますと、行政と市民とが一体となり防犯対策を強化していくことは極めて重要なことであると思います。臨時的な防犯カメラの設置と併せ、平常時から継続的に防犯対策に活用できる仕組みとして、防犯カメラの購入に対する助成制度の創設について前向きに御検討いただけないか、改めて伺います。

○議長（上松英邦君） 速山危機管理監。

○危機管理監（速山政治君） 防犯カメラの助成制度についてですが、財源の確保が課題であることは事実です。国や県の補助制度で活用できるものは、着実に取り入れたいと考えております。

一方で、防犯対策で使えるという直接的な目的での補助制度であれば積極的に活用したいと考えておりますが、防犯対策でも使えるといった目的の幅が広い補助制度であれば、他の施策とのバランスを考えながら、実効性の高いものから順に判断することが必要であることも御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、議員の御意見はしっかりと受け止めて、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） ただいまの御答弁で、実効性を重視して検討している姿勢を確認いたしました。

私たちの生活環境は日々変化しており、犯罪の手口も多様化、巧妙化しています。また、地域住民同士の見守りの目が弱まりつつある現代においては、テクノロジーを活用した防犯対策の重要性がますます高まっています。

警察との連携、そして市民との連携をより強化し、市民の安全・安心の確保に向け、市全体の防犯力向上につながる施策について前向きな御検討を要望いたします。

最後に、3点目の公用車のドライブレコーダーの設置状況について伺います。

先ほどの市長答弁では、現在70台に配備しており、設置率は37%であるとのことでしたが、現在までの設置台数の推移について伺います。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） ドライブレコーダーの設置台数について、直近5か年の推移をお答えさせていただきます。

令和3年度に設置しました公用車は49台で、設置率は23%でした。令和4年度には累計55台で全体の26%、令和5年度が同じく61台で32%、令和6年度が同じく67台で36%、そして現在、市長答弁のとおり、70台の公用車に設置しており設置率が37%、このようになっております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 平本議員。

○9番（平本美幸君） 令和元年第2回定例会における酒永議員の一般質問の中で、平成31年3月末現在、公用車にはドライブレコーダーが1台も設置されていなかったこと、また公用車のドライブレコーダーの設置は、職員の安全運転意識の向上、公用車の事故の抑制、犯罪発生時や不審者情報への対応など、防犯カメラとしての効果も期待されることから、道路パトロール車やごみ収集車など、市内を循環する車両や稼働実績の高い車両などを優先的に、車検時や車両の更新の際に順次設置するとの市長答弁がありました。

あれから6年が経過しておりますが、設置台数の増加は十分とは言えない状況ではないかと感じております。

車両の入替えや新規購入時に設置を推進するということですが、本市において市役所ほどの車両保有台数を有する組織はほかになく、市内で最も多くの車両を運用しています。

ドライブレコーダーの有用性につきましては、十分認識されているものと受け止めておりますので、引き続き設置率の向上に努めていただき、市民の安全・安心の確保につながる取組がより一層充実することを期待しております。

本日、物価高騰対策について及び市民の安全・防犯策について、2項目についての質問をいたしました。

今後も市民の皆様に寄り添った実効性のある施策として、丁寧かつ着実な対応をお願い

い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（上松英邦君） 以上で、9番 平本議員の一般質問を終わります。

6番 宮下成美議員。

○6番（宮下成美君） 皆様、おはようございます。

傍聴にお越しの皆様、インターネット配信で御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。

2期目となり1回目の一般質問となります。引き続き、市政の発展へ向けて取り組んでいきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に先立ちまして質問させていただきます。

先ほどの平本議員の防犯関連についてのちょっと違った切り口で、こどもに焦点を当てて学校、認定こども園、放課後児童クラブの死角対策と見守り機能の整備についてです。

近年、保育施設や教育施設において、こどもを対象とした様々な事件が全国で報じられております。また、こうした中、学校や放課後児童クラブ、認定こども園では、児童生徒や園児同士、または教職員との行き違いやトラブルなど、状況把握が難しい事案が増えており、教員、教職員不足の中で現場の負担も大きくなっている現状もございます。

そこで重要になってくるのが死角対策や校内・園内の見守り機能の向上です。

文部科学省は、学校施設整備指針において、見通しが困難な場所や校内の死角に対し、防犯監視システムを活用することを推奨しており、また児童を性暴力や虐待からの保護、心身の安全確保、権利擁護の観点から策定されたこども家庭庁の横断指針では、教育や保育を提供する施設において、死角の把握や見守り機能の強化、防犯カメラの活用はこどもの安全確保に有効と示されております。

こうした国の方針を踏まえ、本市の学校、認定こども園、放課後児童クラブにおける死角対策の現状と安全確保に向けた見守り、そして監視機能の整備方針について伺います。

1、本市の小中学校、認定こども園及び放課後児童クラブにおける資格の点検方法や、これまでに把握された死角の箇所や傾向について伺います。

2、文部科学省指針及びこども家庭庁横断指針が示す死角対策、見守り機能の強化について、本市はどのように受け止め、どの程度対応できているのか、伺います。

以上、1項目2点について、市長、教育長の答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 宮下議員から、学校、認定こども園、放課後児童クラブの死角対策と見守り機能の整備について2点の御質問をいただきました。

まず、認定こども園の状況につきましては、私からお答えさせていただき、学校及び放課後児童クラブにつきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

初めに、1点目の死角の点検方法や、これまで把握された死角の箇所や傾向についてでございます。

認定こども園におきましては、こどもが知らない間に園の外へ出ることを防ぐため、

手の届かない場所への鍵の設置やこどもの状況が把握しやすいように、例えばトイレの仕切りが低めに造られているなど、死角がないよう工夫された構造となっております。

また、日々の点検では、施設及び不審者に対する安全点検表により、各部屋をはじめ、園庭、廊下などの共有スペースの点検を行い、こどもが生活する上で危険と考えられる箇所の把握に努めております。

その中で、ふだん使用しない避難用の階段や倉庫などは死角となりやすい箇所であることから、特に注意を払っております。

次に、2点目の文部科学省指針及びこども家庭庁横断指針が示す死角対策、見守り機能の強化について、本市はどのように受け止め、どの程度対応できているかのお尋ねでございます。

まず、こども家庭庁横断指針に示す死角対策、見守り機能の強化につきましては、安全な環境の整備や園の運営など、こどもの安全を確保する点で大変重要なものであると受け止めており、対策を検討する際の参考といたしております。

現在、対応状況につきましては、先ほどお答えしました死角対策に加え、保育士を複数人配置し、こどもから目を離さないよう安全を第一に保育を行っているところでございます。

また、不審者等の侵入者対策として、全ての認定こども園の玄関や園庭などに監視カメラを設置するとともに、市が作成いたしました不審者侵入対策マニュアルに沿った行動が円滑に行われるよう、警察と連携した防犯訓練も実施いたしております。

次に、見守り機能の強化につきましては、保育士がこどもの表情や行動を丁寧に観察し、園と家庭での様子を保護者と共に確認し合うなど、こどもたちにとってより安全な環境をつくってまいります。

また、こうした対応がより確実にできるよう、事故防止及び対応マニュアルの改定を進めており、令和8年度から運用する予定でございます。

今後もこどもの安全を第一に考えた環境づくりと、こどもまんなか保育の考え方の下、安全・安心な保育事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 私からは、教育委員会関係分についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の本市の小中学校及び放課後児童クラブにおける死角の点検方法や、これまでに把握された死角の箇所や傾向についてでございます。

本市には現在、小学校6校、中学校3校がございます。それぞれ建設された年度は異なりますが、学校施設整備指針に示される安全性、機能性、快適性、審美・文化性、耐用性を考慮しながら、地域に合った特色ある学校を整備してまいりました。

いずれの学校も建物内の共用部分等は、周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所がなくなるよう整備を行っております。

しかしながら、全ての死角となる場所をなくすということは困難であり、使用頻度の少ないフロアやトイレ、更衣室、体育館裏、倉庫などが死角となってしまう傾向が各学

校に共通しております。

一方、放課後児童クラブについては、8か所ございます。そのうち5か所が小学校の空き教室、残り3か所が児童館、交流プラザでそれぞれ運営しているところでございます。

放課後児童クラブの死角箇所も、学校と同様にトイレや建物の裏側等が挙げられます。

学校、放課後児童クラブのいずれの施設におきましても、死角箇所は既に職員が把握しており、日々の巡回や定期的な点検を行っております。

次に、2点目の文部科学省指針及びこども家庭庁横断指針が示す死角対策、見守り機能の強化について、本市はどのように受け止め、どの程度対応できているかについてでございます。

教育委員会におきましても、両指針に示されている死角対策及び見守り機能の強化は、児童生徒にとって安心・安全な環境を整備するために欠かせないものであると受け止めております。このため、環境面の改善、パトロールの実施、防犯監視システムの導入に取り組んでおります。

環境面では、被害を未然に防止する観点から、他の児童生徒や教職員の目が行き届きにくくなる環境となる場面をできるだけ減らしていくために、執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築など、予防的な取組等を行っております。

パトロールの実施等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、学校や放課後児童クラブを含む全ての施設において職員が日々の巡回や定期的な点検を行い、児童生徒の安全確保に努めております。

防犯監視システムの導入につきましては、放課後児童クラブへの設置はございませんが、学校では既に校舎の入り口に防犯カメラを設置し、児童生徒の安全確保に努めております。

校舎入り口以外への防犯監視システムの導入につきましては、現在は行っておりません。

今後、防犯カメラの設置場所を増やすことで防犯効果やトラブル発生時の確認に一定の効果が期待できると考えております。

課題としましては、児童生徒や教職員のプライバシーの保護や監視されていることによるストレスを感じる可能性があるという心理的な問題が挙げられます。

これらの点を慎重に考慮した上で、共有スペースとなる廊下やグラウンド全体を見渡せる位置への防犯カメラの設置について検討をしております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

それでは、1点目の死角の点検方法や、これまで把握された死角の箇所や傾向についてから順に再質問へ移らせていただきます。

それでは、福祉保健部分からよろしくお願いたします。

市長答弁では、施設の構造や日々の安全点検で工夫し、対策をしているとのことでした。こども園に関しては、新しい建物も多く、建物の構造的に対策をされていることと

思われますが、一方で各園ごとに建物の構造などが違い、施設の危険な箇所や不審者の侵入経路が異なると思います。

施設及び不審者に対する安全点検表をどのような基準を基にして作成し、どのような評価体制でこれを活用されているのか、お答えください。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 本市の施設及び不審者に対する安全点検表は、国が示した事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインや、他市町の点検表、また研修資料などを基に作成をしております。

その点検表には、園庭、火元、水道、施設、警備品の項目があり、それぞれの項目に点検を行う種別を定めており、5つの項目、21の種別を点検いたします。

例を申しますと、園庭の項目では遊具や鉄棒、砂場に異常がないか、また施設の項目では保育室、窓ガラス、廊下、階段、危険物などの種別がございます。このように施設の構造が異なっておりますも、園の状況に応じ活用できる項目としております。

また、評価体制につきましては、点検はこどもが登園する前と子供が帰った後、点検表の項目に沿って1日2回実施をしております。点検時に異常を発見した場合には、保育士から管理者である園長に報告し、直ちに改善できるものは速やかに対応しております。

また、修繕など時間を要する場合には、子育て支援課へ報告をすると同時に、応急的に安全を確保しております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） それぞれ5項目21種別に分け、登園前、登園後に分け、点検し、状況に応じて改善を図っているとのことでした。

引き続き、安全環境の維持に努めていただきたいと思いますし、修繕に時間を要する場合には早急に対応してあげてほしいと思います。

それでは、引き続き、1点目について、教育委員会分の学校施設関連についてお聞かせください。

死角となる箇所は、職員が点検し、巡回や定期点検をされているということでございます。立地や構造がそれぞれの学校においてこども園と同じように異なるとは思いません。巡回や点検把握の際の統一されたスケジュールや記録方法があるのかお答えください。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 巡回や点検把握の際の統一されたスケジュールや記録方法はあるかとの御質問でございます。

各小中学校については、年度初めに策定している安全計画に基づきまして年間のスケジュールを設定しております。

その中で毎月1回、教職員全員が組織的に実施する安全点検活動を行っております。これに加えて、日常的な点検や巡回も校長、教頭を中心とした管理職で行っており、各校の具体的な実態に応じて点検日時や項目を設定しております。

スケジュールや記録方法につきましては、議員がおっしゃられたように、立地や施設の構造には学校ごとの違いがあるため、統一はしておりません。

また、放課後児童クラブについても策定しております安全計画に基づきまして定期的に安全点検を行っております。

スケジュールは、日々開所及び閉所時に清掃を兼ねて巡回を行っております。

また、異常のある、なしに関しましては、日誌に記載するようにしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） 年度初めに策定する安全計画に基づいて学校や放課後児童クラブについては、適宜点検を行っているとのことでした。

こちらも引き続き、安全環境の維持に努めていただきたいと思います。

1点目については、こども園、小学校、放課後児童クラブともに、それぞれの施設において独自に安全管理を行っていることが確認できました。

一方で、組織の目や点検だけでは気づかない点や見落としになってしまう点が出てくることもあると考えます。

一つ例としてなんですけれども、熊本県菊池市では、それを解消するために協議会を設置し、それを第三者視点として年2回、学校やこども園などと共に合同点検を実施しているようです。本市でもそれぞれの年間スケジュールの中に、年に1回でも保護者会やPTAとの合同点検の日を設けることで外部の目も入りますし、保護者の方との意見交換や交流もさらに深まっていくと期待できますので、これは御提案させていただきます。

それでは、2点目の文部科学省指針及びこども家庭庁横断指針が示す死角対策、見守り機能の強化についての受け止めや、どの程度対応できているのかについての再質問へ移らせていただきます。

文科省の学校施設整備指針は、校舎内の見通しや動線といった施設面から安全性を高める視点を示しており、死角の改善や防犯カメラの活用を推奨しております。

こども家庭庁の横断指針は、性暴力の抑止や虐待防止、こどもの権利保護を背景に運営、保育・教育見守り体制の面から死角の把握や見守り機能強化、防犯カメラの活用を求めるものです。

アプローチは異なりますが、いずれも死角をなくし、こどもを守ることが共通の目的となっております。

こちらについても福祉保健部分からよろしく願いいたします。

防犯については、マニュアルや訓練、こどもたちの見守りについては保育士の配置や保護者との連携で取り組まれているとのことでした。

そこで、事故防止及び対応マニュアルが来年度から改定、運用がされるとのお答えをいただきました。事故防止及び対応マニュアルの中で想定される事故とは何があるのか、具体的にお答えください。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 事故防止及び対応マニュアルの中で想定されている事故につきましては、お昼寝中の窒息、園外保育中の虫刺され、食事時の誤嚥による窒息、水遊び中の溺死などを想定し、各場面に応じた対応を図るためにチェックリストを作成しております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） 具体で示していただいたどの事故も、子どもをお預かりし、保育活動する上で起き得る事案が網羅されていることがうかがえます。

前段では申しましたが、防犯などの対策は園の入り口などに設置された防犯カメラや警察との訓練などでカバーしているようにうかがえます。

一方で、子どもたちに対する見守り機能については、こうしたマニュアルや人員配置、そして保護者との連携によってカバーはされていますが、これはいわゆるマンパワーに依存されているようにも感じます。

1点目で把握されている死角への対策や先生方の負担軽減、児童保護の観点から、園内の共用部分や死角にカメラ、見守りカメラを設置してはどうでしょうか。防犯効果や、けがや事故、トラブル発生時に客観的な情報となり、効果が期待できると考えるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 議員おっしゃるとおり、園内の共用部分や死角への見守りカメラを設置した場合には、防犯効果やトラブル発生時の客観的な情報となり、保育士にとりましても事案の振り返り、そのことによるさらなる保育事業の充実、また保護者にとりましても保育の透明性が図られるなど、効果が期待できるものと考えております。

一方で、子どものプライバシーや保護者の負担、不安、保育士など従事者の萎縮なども課題になることも考えております。

現状、保育士の人員配置によるものや保護者との連携により見守りができていると考えておりますが、新たなカメラの設置につきましては、これらの点を慎重に考慮した上で、保護者や保育士の声も聞きながら対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） 効果について一定前向きに答弁をいただいたと思います。

プライバシーの観点や不安、萎縮など、懸念される課題はあるものの、子どもたちはもとより、保育士自身を守ることもつながることについては、もう一度強調しておきたいと思います。

それでは、2点目について、教育委員会分へと移ります。

小中学校では、パトロールや防犯カメラの導入、また体制・執務環境整備による教室での密室状態の回避などの取組を行っていることが分かりました。

そのお答えの中で一つ気になる点がございます。放課後児童クラブへは防犯監視システムが設置されていないという点です。

放課後児童クラブは、学校とまた異なるスケジュールで運営されておると思います。お迎えや下校のタイミングもまちまちで、性質上、不確定要素が多い施設であると考えます。それぞれの児童クラブの構造や立地をもう一度再評価し、出入口や共用部分に防犯や見守り体制強化のためのカメラの導入も、必要ではと考えるのですがどうでしょうか。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 児童クラブの防犯や見守り体制強化のためにカメラを導入してはどうかとの御質問でございます。

防犯や見守り体制強化のためにカメラの導入については、先ほどの福祉保健部長の答弁と同様に有効だと考えております。

防犯カメラを設置することで、カメラを意識させ、問題行動を思いとどまらせるなど、抑止力のほうが働くと考えております。また、支援員や児童に対しても安全を感じさせる効果があると考えております。

しかしながら、教育長答弁にもありましたとおり、プライバシーの観点や心理的な問題がございます。学校への設置と併せ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） こちらについても効果については一定前向きなお答えをいただいたと思います。

廊下や死角となるカメラ設置箇所を増やすことで、防犯やトラブル発生時に一定の効果があるとお答えをいただきました。具体的にどのような効果があって、トラブル発生時にカメラ映像をどのように活用できると考えられるのでしょうか。お答えください。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 防犯やトラブル発生時にどのように活用できるかとの御質問です。

防犯カメラの増設によりまして、学校内の監視体制が強化されることで不審者の侵入や不正行為を抑止する効果が期待できると考えております。

また、万が一トラブルが発生した際には、カメラ映像が迅速な対応や適切な処理を行うための貴重な情報源にもなります。

さらにこうした映像は、事後の分析や研修等にも活用することができると考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 宮下議員。

○6番（宮下成美君） 改めて申し上げますが、子どもたちの安全を守ること、そして現場の先生方や保育士の負担を減らしていくことは、市として最優先で取り組むべきテーマだとも考えております。

今日いただいた御答弁の中でも、死角の把握や見守り機能の強化について福祉保健部や教育委員会から一定の効果や必要性を認めていただいたと受け止めております。

今後は、施設ごとの違いや現場の声も踏まえながら、死角対策や見守りカメラを含め

た環境整備を具体的に前に進めていただきたいと思います。と思っています。

状況は刻々と変化していく時代です。こどもたちが安心して過ごせる環境をつくることは、保護者の皆さんの安心にもつながり、何より江田島市の未来にとって大切な投資の一つだと考えております。

本市として前向きに取り組んでいることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上松英邦君） 以上で、6番 宮下議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時15分）

○議長（上松英邦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 小野藤 訓議員。

○5番（小野藤 訓君） 皆さん、おはようございます。

5番議員、政友会の小野藤 訓でございます。

傍聴いただいている皆様、またインターネット配信、御覧いただいている皆様、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年度から「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できる えたじま」を将来像とした第3次江田島市総合計画が策定され、市政推進の指針となる取組を推進されているところでございます。

その中で現在、島の自然豊かな環境や人の温かさ、地域で活躍する人材等に引かれ、移住者やUターン者の増加、様々な企業や事業者の市内進出や起業等が活発化しているなど、明るい兆しも生まれていますとあります。

私は、2016年、10年前に江田島SEA TO SUMMITがございまして、それに出場しました。そこでカヌーやサイクリングの楽しさやその魅力について体験することができました。その後、カヌーやSUPの仲間たちと共にマリンスポーツを通して交流観光や市内の小中学生に対し、島の魅力ある体験活動の推進に関わってきております。

仲間の中には、江田島市の恵まれた自然や人の温かさに引かれて移住した方も多く、また広島市や呉市近郊から多くの方が観光や体験活動を目的に来訪されています。

さらに、市民の皆様からも、この自然豊かで恵まれた環境を生かした交流観光の振興を推進してほしいとの声もいただいております。

それでは、一般質問を通して市民の皆様の声が届けてまいりたいと考えておりますので、執行部の皆様、御答弁のほどよろしく願いいたします。

通告に従いまして、1項目4点の質問をいたします。

江田島市観光振興ビジョンについてでございます。

本ビジョンでは、第3次江田島市総合計画の中で、観光振興に関する計画として策定され、市民、事業者、行政など観光に関わる全ての人々が一体となって観光施策を推進することを目的に、観光ターゲットに焦点を当て、4つの分野で具体的施策を推進し、観光の活性化を図るとあります。

つきましては、次の4点について伺います。

まず、1つ目の来訪のきっかけづくりの、独自に発信する情報の充実と修学旅行や研修旅行の誘致とはどのように考えられておられますか。

2つ目の観光人材・組織づくりの、観光振興の担い手発掘と広域観光の連携強化の具体的な取組はどのようにされているのでしょうか。

3つ目の観光推進のための環境づくりの、観光施設の整備や観光客の周遊促進とはどのようにされるのでしょうか。

4つ目の観光商品と魅力づくりの、観光商品の高付加価値化などどのように推進されているのでしょうか。

以上、1項目4点の質問について市長の答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 小野藤議員から、江田島市観光振興ビジョンについて4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の来訪のきっかけづくりの、独自に発信する情報の充実と修学旅行や研修旅行の誘致とはとのお尋ねでございます。

まず、独自に発信する情報の充実についてでございます。

本誌の魅力を効果的に伝えていくためには、情報を受け取る側にとりまして分かりやすく魅力的な情報発信を行うことが不可欠となります。そのため、市観光協会、商工会等がそれぞれ発行している観光パンフレットを統一感のある内容に見直し、観光客が手に取りやすく、分かりやすいものになるよう、連携を図ってまいります。

また、市観光協会のウェブサイトやSNS等のコンテンツ拡充、デジタルマップやAR技術の活用など、デジタルツールの強化にも取り組むことでイベントやキャンペーン情報を効果的に発信できるよう取り組んでまいります。

次に、修学旅行や研修旅行の誘致についてでございます。

本市には、豊かな自然や特色ある文化・歴史に加え、受入れに積極的な市民の皆様の理解など、体験学習に適した資源が豊富であると考えております。

修学旅行等の誘致におきましては、これらの資源を活用した体験プログラムを主軸に、広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会や広域都市圏などの枠組みを活用し、全国の小中学校・高校に加えて大学生の研修旅行への誘致活動も展開しております。

また、フランスや香港など海外からの受入れの様子がメディアにも取り上げられたことから、多くの反響がございました。

今後、新たなターゲットとして海外からの受入れも視野に、受入れ体制の充実に取り組んでまいります。

次に、2点目の観光人材・組織づくりの、観光振興の担い手発掘と広域観光の連携強化の具体的な取組はとのお尋ねでございます。

まず、観光振興の担い手発掘についてでございます。

観光産業を力強く支え、本市の魅力を高める根幹は、やはり人でございます。本市では、観光分野で活躍できる意欲ある人材を育成し、担い手の充実を図るため、がんばり

すと応援事業補助金等により、観光関連事業の起業や事業拡大を積極的に支援しているところでございます。

また、観光ガイドや体験プログラム提供者といった観光客の皆様に質の高い体験を提供する専門人材の育成にも引き続き注力してまいります。

これらの取組を通じまして、観光事業に携わる人材を充実させ、本市の観光産業全体の活性化に取り組んでまいります。

次に、広域観光の連携強化についてでございます。

本市では、広島県観光連盟や広島市、呉市などの近隣自治体で組織する観光連絡協議会等との連携により、観光戦略や施策を共有することで、より一体的な取組の推進に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、瀬戸内海の豊かな自然や歴史・文化などの特徴を紹介するパンフレットの作成、首都圏等における共同PR活動、特産品イベントへの共同出品などを強化いたします。さらに、島の特性を最大限に生かし、航路を活用した連携を図るなど、瀬戸内の周遊性を高め、誘客につながる取組を積極的に進めてまいります。

次に、3点目の観光推進のための環境づくりの観光施設の整備や観光客の周遊促進とはとのお尋ねでございます。

まず、観光施設の整備についてでございます。

本市を訪れる皆様に快適かつ安全に観光を楽しんでいただくため、計画的に施設を整備してまいります。

具体的には、老朽化した観光案内看板を改修し、観光情報を分かりやすく提供いたします。また、本市の大切な資源である歴史遺産の計画的な保全に努めるとともに、ニーズに合ったキャンプ場の改修や地域特産品販売所の魅力を高め、観光客の皆様にとって快適で魅力ある環境づくりに努めてまいります。

次に、観光客の周遊促進についてでございます。

観光客の皆様が市内をスムーズに移動していただけるよう、レンタサイクルに加え、カーシェアのさらなる利用促進に取り組んでまいります。また、最新技術を活用したフォトスポット巡り、ARスタンプラリーや市内事業者と連携したグルメスタンプラリー等を展開し、体験型・参加型の魅力を創出することで、思わずもう一か所寄りたくなるような仕掛けづくりを積極的に進めてまいります。こうした取組により、市内の周遊を効果的に促進し、滞在時間の延長と観光消費の拡大を図ってまいります。

最後に、4点目の観光商品と魅力づくりの高付加価値化の推進とはとのお尋ねでございます。

本市では、地理的・歴史的特性を生かし、他地域にはない本市ならではの価値を感じていただける観光コンテンツの創出に注力しております。

具体的には、海に囲まれた島の利点を生かしたSUPやカヌー等の自然体験プログラムを強化するとともに、カキやオリーブ、かんきつ類といった豊かな食にまつわる体験を提供することで、これまで以上に食の魅力を高めてまいります。さらに、本市が誇る歴史的資産を生かし、海上自衛隊との連携事業や近代化遺産巡りといった文化・歴史体験プログラムなどの充実にも努めてまいります。

これらの付加価値の高いコンテンツを展開することで、観光客の皆様に、訪れたい、泊まりたい、何度でも訪れたいと感じていただける魅力的な江田島市を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） ただいま1項目4点の質問について丁寧な御回答をいただきありがとうございます。

それでは、これより順に再質問させていただきます。

まず、独自に発信する情報の充実についてでございます。

市外の方に来訪してもらうためには、まず本市の観光施設や魅力的なイベント等を知っていただくことが大切だと思います。

そこで伺います。観光パンフレットの見直しやウェブサイト、SNSのコンテンツ拡充を進めるとのことですが、具体的にはどのような改善や取組を考えているのでしょうか。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） パンフレットなどの見直しにつきましては、現在、市や各団体が個別に作成していますパンフレットに内容の重複ですとかデザインのばらつきが見受けられます。これを本市全体で同じ世界観を伝えることを重視した整理を行ってまいりたいと思います。また、持ち歩きたくなるような魅力的なものとしたいと考えております。また、デジタルマップとの連携や外国語対応の強化を進め、多様な来訪者に配慮した内容としていきます。

次に、ウェブサイトやSNS、コンテンツ拡充につきましては、市観光協会のウェブサイトでは情報の迅速な更新やモデルコースの掲載、写真や動画の充実を通じて魅力を高めてまいります。さらに、インスタグラムのほか、新しい媒体の活用にも取り組み、市内事業者と連携してリアルタイムな情報発信、投稿頻度の向上を図ることで発信力を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） 分かりました。

来訪者がデジタルマップと連動できるパンフレットを持ち歩くことができ、近年増加していますインバウンド対応にも配慮したものや、訪問者が行ってみたい、そしてまた来たいと思える情報発信のさらなる向上を図ってください。

次に、修学旅行や研修旅行の誘致について伺います。

修学旅行の誘致についてのこれまでの成果と課題とはどのようなものでしょうか。

また、今後の具体的な誘致計画や受入れ体制の充実に向けた取組について伺います。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 修学旅行誘致の成果につきましては、民泊体験が高く評価され、多くの生徒の来訪のきっかけとなっていますほか、移住者が受入れ家庭となることで地域密着につながっている点、高齢の受入れ家庭にとって生きがいにつながって

いる点などになります。

一方で、受入れ家庭の高齢化と減少によります受入れ能力の低下は大きな課題と考えております。現在の受入れ能力を踏まえ、当面はリピーター校の維持を最優先と考え、交流の深まりを目指しております。

あわせて、移住希望者への周知のほか、様々な広報活動によりまして新規家庭の掘り起こしによります受入れ体制の充実にも注力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） 分かりました。

私の知人の移住者の方も受入れ家庭として地域に定着し、寄与されております。

また、高齢の受入れ家庭の方も、先日お伺いしたところ、修学旅行で来られた生徒さんとその後も手紙のやり取り等、交流をされておるといことで、とても生きがいを強く感じておられました。

今後は、来訪者のニーズに合うだけの受入れ家庭を増やすことが課題と思います。新規受入れ家庭の増加について、担当部局で民泊説明会とか、あるいは研修会等の工夫・充実を図っていただきたいと思います。

次に、観光振興の担い手発掘について伺います。

起業や事業拡大をがんばりすと応援補助金により支援しているとのことですが、具体的にはどのように観光人材の支援につながっているのでしょうか。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） がんばりすと応援補助金によります支援は、新たな事業への取組に対して支援を行うものです。

これまでも様々な業種へ取組を支援してまいりましたが、その中でも宿泊施設や飲食店の開業、お土産の開発など、観光振興につながる取組に多くの支援も行ってまいりました。

その結果、観光業に関わる人々の裾野が着実に広がり、事業者の地域活性化に向けた意識の向上や地域産品の新たな魅力の発掘につながっております。

今後も自発的な挑戦を支援して観光人材の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） 分かりました。

先日、市内中心部、飛渡瀬にあります地域特産品販売所、観光情報発信拠点施設、えたじま一れに行きましたが、たくさんのお土産や地域産品等がありました。新規事業や新商品の開発に向けた取組を引き続きお願いいたします。

次に、観光施設の整備について伺います。

歴史遺産の保全やキャンプ場の改修、地域特産品販売所の魅力向上を進めるとのことですが、現時点で具体的な予定や構想があれば教えてください。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 本市の重要な歴史遺産であります三高山砲台跡、これは

設置から100年以上が経過して、かなり劣化が進んでいる状況です。

状況調査や史料価値の整理、利活用策の再検討を進め、この遺産をより魅力的なものにしたいと考えております。

次に、キャンプ場の改修につきましては、アウトドア需要の増加に応じてサイトの区画整備やトイレなどの老朽化した設備の利便性の向上、さらに音楽広場の改修を段階的に進めていく方針でございます。

また、地域特産品販売所のえたじま一れに関しましては、観光協会や農協、JAと連携し、売場や観光案内スペース、また隣の路地裏ガレージ、イベント広場などの整備を通じて魅力を高める取組を今後進めてまいります。

以上です。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） 分かりました。

私も毎年、地域の小学生、中学生、高校生のこどもたちと一緒に真道山のキャンプ場を利用させてもらっています。市外からのリピーターも非常に多く、きれいな環境に整備された施設でございます。ぜひとも今後も計画のように改修を進めていただいて、有意義な施設にしてほしいと思います。

また、先ほども述べましたえたじま一れですが、売場や観光スペース、駐車場の整備等の充実を図る必要性を強く感じました。インパクトのある店舗の玄関や県道44号線からの誘導看板等、改善・充実の取組を進めていただきたいと思います。

最後に、観光商品と魅力づくりの高付加価値化の推進について伺います。

自然体験や食の魅力向上に向けて、具体的にはどのような取組を行っているのでしょうか。

また、それを通じてどのような付加価値を創出することを目指しているのでしょうか。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 自然体験の魅力を向上させるために、えたじまものがたり博覧会や誘客促進イベントの実施支援補助金を通じまして、民間事業者の自然環境を生かしたコンテンツの開発と受入れ体制の強化を支援してまいります。

食の魅力向上では、地元食材を用い収穫や加工・調理体験を通じて五感で楽しむコンテンツの開発を進めているところです。

また、島うまフェスにおきまして地場産品を活用したメニューの開発を推進し、本市ならではの味わいを深めてまいります。

これら取組を通じまして、ここでしか体験できない特別な時間を提供し、滞在の質を向上させることで訪れる価値を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上松英邦君） 小野藤議員。

○5番（小野藤 訓君） 分かりました。

江田島市観光ビジョンのそれぞれの取組が本市の魅力を多くの方々に伝え、訪れた人が心から楽しみ、住む人も含め、地域産業や地域全体が活気あふれるまちになるよう強く求めます。

結びに、先月の中国新聞に掲載されていた記事から2つ紹介させていただきます。

一つ目は、11月26日に関西などから「大人の里海学習」と題した視察ツアーがあり、江田島市の魅力を語り合うをテーマに参加者と中学生との交流がありました。

生徒から島の魅力について、自然豊かで人が優しい、海のレジャーが多い等の紹介や、若者向けの店が少ない等の課題も伝えられ、参加の経営者からは、ぜいたくな大人旅ができる島などが語られ、生徒たちのふるさと愛が伝わったと喜んでおられました。

二つ目は、11月27日のヤングスポットに掲載された中学生の記事です。タイトルは、「江田島の魅力 知識深める」でございます。

私の住む江田島の魅力を再発見するため、様々なところに行きました。カヌーやスタンドアップパドルボード・SUP体験では、海で気持ちよくこぐことができ楽しかったです。郷土料理作り体験では、江田島の食材を使い、もぶり飯やアジフライを作って食べました。自分たちで作ったからこそ、よりおいしく感じ、また食べたいと思いました。砲台山にも行きました。とても歴史ある貴重な場所です。日露戦争当時の砲台跡や、当時の建物を見ることが出来ます。歴史資料館では、歴史講座を聞き、市指定文化財展を見学し、江田島市の歴史について新しく知ることができ勉強になりました。今回の校外学習を通して、今まで知らなかったことを知り、知っていたことはさらに詳しく知ることが出来ました。今回発見できた江田島の魅力を発信し、より多くの人に来てもらいたいです。

この二つの記事からも、本市には様々な魅力ある観光資源があります。また、若い世代からのニーズもあります。観光振興を通して本市の発展を強く願い、私の議員活動最初の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、5番 小野藤議員の一般質問を終わります。

13番 長坂実子議員。

○13番（長坂実子君） 皆様、こんにちは。

13番議員、政友会、長坂実子でございます。

市議会定例会にお越しいただいております傍聴者の皆様、そしてインターネットを御視聴いただいている皆様、ありがとうございます。

それでは通告に従いまして、2項目3点について一般質問をいたします。

まず、1項目め、人口減少時代における持続可能なまちの拠点づくりについてです。

今年度より、「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できる えたじま」を将来像とした第3次江田島市総合計画の取組が始まりました。今年度から10年間を計画期間とするものです。

そして、その総合計画を最上位計画に位置づけ、江田島市の都市の設計図となります都市計画マスタープランが策定されました。都市計画施設の見直し、にぎわいのある都市の形成に向けた施策と人口減少、少子高齢化を踏まえた新たな方針を策定することを目的としています。

また、都市計画マスタープランは、より長期的視点に立った将来を見据えた計画の運用が求められています。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、本市は今後20年で人口が半減し、約1万人になると推計されています。こうした厳しい人口減少社会

において持続可能な都市構造への転換は急務であります。

そこで、次の点について伺います。

1 点目、今回の都市計画マスタープラン案では、従来の都市機能拠点を廃止し、五つの地域拠点を設定する多極連携型の都市構造へと転換しています。方向性を変えた理由と、その効果をどのように見込んでいるのか、また五つの地域拠点に生活サービスや都市機能を維持し、拠点間の交通結節機能を確保することで持続可能な都市構造を実現できるのか、市の見解を伺います。

2 点目、立地適正化計画の策定に向けた進捗状況と今後のスケジュールや課題認識について市の見解を伺います。

次に、2 項目め、若者定着につながる暮らしの拠点整備についてです。

第3次総合計画では、出生数100人台への回復を目標としていますが、現状では達成の見通しは立っていません。総合計画でも少子化対策は人口減少、地域活力の維持に直結する最重要課題として位置づけられています。雇用環境や子育て支援のソフト事業など、あらゆる視点で取組は必要ですが、若い世代の定着には生活環境の整備も不可欠です。

若い世代の定着につながる持続可能なまちづくりの観点から、老朽化した図書館や学校プール、基幹公園など、市民生活に直結し、教育、交流、健康づくりの場として重要な施設の課題をどう捉えているのでしょうか。

これらについては、機能集約も視野に入れるべきと考えます。人口減少する中、にぎわいを生み出すには、今後は市全体での交流拠点が重要だと思えます。今後の整備・改修方針について市の見解を伺います。

以上について、市長の答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 長坂議員から2項目3点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

初めに、1 項目めの人口減少時代における持続可能なまちの拠点づくりについてでございます。

まず、1 点目の都市計画マスタープラン案における都市構造の転換とその効果、並びに持続可能な都市構造の実現性についてお尋ねでございます。

現在、策定作業を進めております江田島市都市計画マスタープラン案では、平成23年策定の現行計画で位置づけておりました広域的な集客拠点である都市拠点への一極集中型から市内五つの地域拠点を基本とする多極連携型の都市構造へと転換することといたしております。

その理由といたしましては、市民の皆様が住み慣れた地域で生活されており、現計画で都市拠点となっておりました江南・飛渡瀬地区に人口や都市機能が集中していないことに加え、市民ニーズに応えた市民センターや交流プラザを整備したことから、都市構造の在り方を見直すことといたしました。

各エリアの特色を明確にし、地域の課題や目標を具体的に設定することで、今後のま

ちづくりにおいて、より地域の実情に合った適切な施策を検討してまいりたいと考えております。

また、五つのエリアが持つ特色を相互に補完することが重要であり、公共交通の利便性を確保することにより、日々の暮らしに必要なサービスを維持できる都市構造の実現を目指してまいります。

次に、2点目の立地適正化計画の策定に向けた進捗状況と今後のスケジュール、課題認識についてお尋ねでございます。

立地適正化計画は、人口減少が進行する中、市民生活に必要なサービス機能や居住機能をまちの拠点となるエリアへ緩やかに誘導していくための計画でございます。

これは、都市計画マスタープランの方針をより具体的に実現するための実行計画と位置づけられております。

本市におきましては、都市計画マスタープランの策定と並行し、国の補助金を活用した財源確保や将来的なまちづくりの課題に対応するため、本計画を作成することとし、現在、具体的な誘導区域や防災指針の検討を進めているところであり、令和9年3月の策定を目指しております。

策定上の課題といたしましては、本市は、土砂災害警戒区域等の自然災害リスクのある区域が多く、また五つの地域拠点には都市計画区域外の拠点も含まれており、法規制や土地利用の状況が異なっているため、一律の基準で居住誘導区域を設定することが難しい点であると認識いたしております。

これらの課題につきましては、各拠点の居住実態にも十分配慮し、将来にわたり安心して住み続けることができる区域設定となるよう、今後も引き続いて検討してまいります。

次に、2項目めの若者の定着につながる暮らしの拠点整備についてのお尋ねでございます。

若者をはじめとするあらゆる世代が定住したいと思えるまちづくりを進めるためには、基幹公園に加え、図書館や学校プールなど教育、交流、健康づくりの場となる公共施設の魅力向上と併せ、適切な維持管理が重要であると認識いたしております。

しかしながら、いずれの施設につきましても建設から長期間が経過し、老朽化が進行していることが共通の課題となっております。

今後の整備・改修の方針につきましては、既存施設の長寿命化を基本としつつ、市民の皆様の利便性向上や多世代交流の促進を図る上で機能集約も有効な手段と考えております。

今後、厳しい財政状況ではございますが、教育委員会とも連携しながら、財源の確保や効率的な整備手法などを総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） 丁寧に御答弁いただきました。

それでは、順に再質問を行ってまいります。

これまでに市民センターや交流プラザを各地域に整備してきたため、都市機能拠点を

分散させて、これから地域に合った施策を検討していくというのが人口減少社会への対応としては効果的ではない方針になっていると思います。

多極連携型で持続可能性を確保するとの答弁ですが、人口が半減していくであろう中で各地域拠点に十分な生活サービスや都市機能を維持することができるのかは大きな課題だと思います。

これから先、人口が半減することが予測されており、単純に考えて税収が半減し、各地域拠点に市民センターを置いてインフラや公共施設の維持管理の規模が今と同じとなれば、行政サービスは著しく低下するのではないかと想像します。

江田島市行財政経営計画では、インフラ維持管理費の増加に対応するため、選択と集中が必要とされています。これから人口が減少していく中で、地域拠点に生活サービスや都市機能を分散させて維持するのは財政的に難しいのではないのでしょうか。矛盾しているのではないかと思います。財政的な見通しを持った都市計画なのでしょう。

○議長（上松英邦君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二郎君） 多極連携型への転換に伴います財政的な見通しに関するお尋ねでございます。

現行の都市計画マスタープランにおきましては、江南・飛渡瀬地区を都市拠点として一極集中し、人口や都市機能を集約する計画でございましたが、本市の地形的特徴や航路・バス路線の状況、生活ニーズの多様性などから、現状は住み慣れた地区で生活をされたり、様々な場所に移動されてきている状況でございます。

また、現行計画におきましては、都市拠点以外にも地域拠点や生活拠点などを位置づけており、それぞれの拠点ではこれまでの20年間、合併特例債等を活用しながら市民ニーズに応える形で市民センターや交流プラザの整備を行ってきたという現状もございます。

今回のマスタープランでは、将来の財政負担を考慮した上で都市拠点への新たな投資ではなく、整備してきた既存ストックを有効活用しながら、維持管理、長寿命化に重点を置き、コストを抑制してまいりたいと考えております。

なお、都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像、それから土地利用の大きな方針を定めるものでございます。個別の事業予算や具体的な財政見通しを盛り込んだ計画ではございません。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） これまでの20年間、合併特例債等を活用しながら、市民ニーズに応える形で市民センター・交流プラザの整備を行ってきた現状があり、将来の財政負担を考慮した上で整備してきた既存のストックを有効活用しながら維持管理、長寿命化によってコストを抑制していくというお考えです。

都市計画法上、具体的な財政見通しを入れる義務はないことは分かりますが、本市は財政健全化のため、各施設の維持管理、運営形態の見直しを進めています。各所管が連携して中長期的な財政見通しを持ち持続可能なまちづくりとなるよう、施設の適切な運営、維持管理をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

江田島市行財政経営計画では、社会保障費の増加が行財政運営の課題としています。今後、高齢化率も上がり、単身高齢者の増加も懸念され、生活保護や在宅での福祉サービスの需要も減ることはありません。

本市の人口減少と超高齢社会という側面から見ても、これから一人暮らしの高齢者が増えていきます。今回のマスタープランの都市づくりの主要課題に、公共交通の利便性の課題について次のように挙げています。運転免許証返納など移動手段で生活に不安を抱える高齢者の増加が懸念されること、人口減少など公共交通はさらなる利用者の減少が懸念されること、そして市民の住み続けたくない理由として、車の運転ができなくなると買物や通院がしづらい、買物できる場所や飲食施設が少ないということが都市づくりの主要課題として挙げられています。だからどう対応するのかということは計画案を見ても具体的な策となる方針は見えません。高齢者の生活環境を守るには、私は徒歩や公共交通で医療・福祉・商業・行政サービスにアクセスできる場所を選べる選択肢をつくることが不可欠だと思っております。

今現在でも高齢者の在宅を支援するヘルパー事業が危機的な状況にあります。高齢者への福祉サービス事業の維持が難しくなっている状況で、今後働く世代が減少する中、多極連携型のまちづくりで高齢者世帯をカバーすることは、今後、より一層難しくなってくると思います。

人口減少社会において居住地が拡散していると、生活に密着した民間ビジネスの経営は成り立ちません。高齢者が住み替えやすい環境を整えることが持続可能なまちづくりに欠かせないと思いますが、市はどう考えているのか見解を伺います。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 高齢者福祉の観点からお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、高齢社会の進展に伴い、移動手段確保の必要性や介護人材不足から生じるサービスの低下も懸念をされております。

こうした中、国におきましては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進しております。

市といたしましても、高齢者の方がどの地域にお住まいであっても、必要な医療・介護・福祉、そして生活支援を受けることができるような連携の仕組みをつくることが重要であると考えており、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指しております。

今後も庁内関係部署や市内の福祉法人等との協議を重ね、本市の将来を見据えた江田島市らしい地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指し、必要な施策・事業の展開を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） 地域包括ケアシステムの構築の重要性は、私も同じく認識しております。

人口減少と高齢化が進む中で、住まいの基盤を整えることも地域包括ケア構築の前提条件です。

例えば、ちょっと例を出させていただきますと、北海道の下川町では、公営住宅を修繕して高齢者が住み替えやすい環境を整えています。下川町の住み替え支援を伴う公営住宅は、ライフステージや収入状況に応じて柔軟に住み替えることができる仕組みを持つ住宅です。高齢者や子育て世帯、単身者などの状況に合わせて、町が空き住宅や特定公共賃貸住宅を活用して負担の少ない家賃で住み替えを支援しています。これも都市計画法上では、マスタープランに福祉や住まいの視点を直接盛り込む必要はないことも理解しますが、高齢者や交通弱者が暮らす生活環境を整えることも本市の都市づくりの主要課題でもあります。

他市町で様々な取組がありますが、本市も市営住宅、空き家バンク制度など柔軟な運用なども考えられると思います。住まいの基盤整備も含めて施策を検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

将来の都市構造について、小さな拠点づくりを掲げています。これまでにない新たな方向性だと思います。これから20年先に人口が半分になることを考えると、多極連携型の都市構造で限られた資源を分散させることに市民が将来の生活を思い描けることが現実的に可能なのか、小さな拠点づくりの考え方について詳しく教えてください。

○議長（上松英邦君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二郎君） 小さな拠点づくりの考え方に関するお尋ねでございます。

まず、本計画における各拠点の考え方について御説明いたします。

本計画で位置づけておりますコミュニティー拠点の18地区につきましては、国が推進しております小さな拠点の考え方に基づきまして、住民の日常生活や身近な集会・交流機能、これの維持を目的とした地区でございます。

本市では、身近な生活サービス機能を維持していくことが大前提として考えております。

このうち五つの地域拠点は、市民センターなどの行政機能や大規模商業施設など主要な都市機能が集約する地区といたしまして、また六つの生活拠点は、航路やバス路線など交通結節点としての役割を担う地区として位置づけしております。

本計画は、計画期間であります10年間で市民の生活形態や人口集積など大きな変化はないものと考えているもので、長年にわたり住み慣れた地域で生活されます市民の皆様のニーズを踏まえまして、これら18の拠点について機能分担を明確にし、公共交通でつなぐ多極連携型の都市構造を柔軟に守っていきたいというふうに考えております。

このことから、小さな拠点であります18のコミュニティー拠点につきましては、地域の実情に合わせまして持続可能な形で機能していくよう、引き続きまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） 次の質問に移ります。

五つの拠点を持ち、公共交通の利便性を確保することで日々の暮らしに必要なサービスを維持する都市構造を実現することを目指すとの御答弁ですが、実現可能なのでしょうか、お答えください。

○議長（上松英邦君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 公共交通の維持の観点から御回答いたします。

居住地については、先ほど小野藤議員からも御紹介ありましたとおり、江田島市の暮らしを希望し、東京や広島といった都市圏から移住して来られる方がおられるように、自らが望む暮らしを実現するため、拠点エリアではなく、周辺エリアでの暮らしを希望される方というのは一定数おられます。

そうである以上、どこで暮らしを営んでも安心して生活できるよう、拠点エリアと拠点エリア、拠点エリアと周辺エリア、そうしたエリアをつなぐのが公共交通の役割の一つだと考えております。

もちろんリソースに限界はありますが、その中でも公共交通の利便性を確保すべく、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） それでは、続いての質問に移ります。

立地適正化計画については、自然災害リスクへの対応、生活実態、生活利便性を十分に考慮し、将来にわたり子どもたちの代も安心して住み続けられることができる区域設定をしていただきたいと思いますが、具体的にどのような検討を進められているのでしょうか、お答えください。

○議長（上松英邦君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二郎君） 立地適正化計画における区域設定についてのお尋ねでございます。

現在、検討を進めております立地適正化計画では、市民の皆様の居住地域や医療・商業等の都市機能を特定の区域に緩やかに誘導していきます区域設定を行うこととなります。

具体的には、都市計画マスタープランでお示ししております五つの地域拠点につきまして、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など自然災害のリスクがあるエリアを考慮し、安全な居住区域の検討を進めております。

また、地域拠点ごとの生活実態や利便性を考慮しまして、民間事業者も含めて都市機能を誘導していく区域を検討しているところでございます。

これらの誘導区域を公共交通ネットワークで連携することが立地適正化計画におけますコンパクト・プラス・ネットワークの考え方でございまして、都市計画マスタープランとも深く関わりがあることから、現在、並行した具体的な検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） 市民にとって安心できるのは、計画に具体的な実効性が盛り込まれることです。都市計画マスタープランでは、小さな拠点である18の拠点の生活サービスの維持を大前提に持続可能な形で機能するよう、まちづくりを進めるとのことです。人口減少、少子高齢化が進んでいく中、いつまでも住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるようにすることを望む市民は多いと思いますが、その具体的な策も必要だと思います。

高齢者や交通弱者も安心して暮らし続けられる生活環境の整備も必要です。立地適正化計画において各拠点の居住実態にも十分に配慮して、拠点の機能分担や公共交通との連携をより明確に位置づけて、将来にわたり安心して住み続けられることができるよう、実効性のあるものとしていただきたいと思います。

また、所管部署を超えて連携して様々な視点から都市づくりを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

若者定着につながる暮らしの拠点整備について再質問します。

今後、既存施設の長寿命化を基本としつつ、市民の利便性向上や多世代交流の促進を図る上で機能集約も有効な手段とのお答えがありました。市長の御答弁では、教育委員会と連携しながら総合的に検討するとのことですが、具体的な検討をできるだけ速やかにお願します。

現在の検討はどの程度まで進んでいるのでしょうか、お答えください。

○議長（上松英邦君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二郎君） 既存施設の集約化に関する御質問でございます。

人口減少や少子高齢化が進行する中におきまして、既存の公共施設等のストックを有効に活用しながら、機能の集約や複合化を進めていくことは有効であると考えております。

しかしながら、現時点では、土木建築部が所管する公園につきましては、地区公園の集約を優先し、地域の方と協議をしながら進めているところでございまして、基幹公園の整備など具体的な検討は進んでいない状況でございます。

今後、基幹公園に限らず複合的な検討を進めていけるよう、市の関係部署や教育委員会とも連携しながら、まずは他の市町での事例を収集するなど、財源確保に向けた国交付金の活用可能性や効率的な整備手法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 長坂議員。

○13番（長坂実子君） もう最後の総括に入らせていただきます。

今後、人口減少が進む中で将来にわたり安心して住み続けられることができるように、部署を超えて課題を共有して様々な視点から都市づくりを進めていただきたいと思います。各地域の活力の維持という視点も大切ですが、市全体での世代や目的を超えてにぎわいを生み出す交流拠点の整備も必要だと思います。若者定着につながる暮らしの拠点整備について、ただいま御答弁いただきましたが、ぜひ皆様の知恵を結集して、各種計画と連動させて更新すべき施設を持続可能な形で残していけるよう、できるだけ速やか

に検討を進めていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（上松英邦君） 以上で、13番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時10分まで休憩いたします。

（休憩 12時14分）

（再開 13時10分）

○議長（上松英邦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 安西翔平議員。

○1番（安西翔平君） 皆様、こんにちは。

1番議員の安西翔平でございます。

議長より許可をいただきましたので、これより3項目8点について質問いたします。いずれも緊急性が高いと考えております。多岐にわたりますが、答弁をお願いいたします。

1項目めは、大柿高校の魅力化の取組についてです。

大柿高校は、2010年に江田島高校が廃校となって以来、本市の唯一の高校となっています。県立高校という位置づけではありますが、人口減少が進む本市において高校があることは地域の魅力化・活性化において大きな役割を担っており、江田島市立のつもりで存続を支援していくべきだと考えております。

さて、令和6年3月11日に広島県教育委員会が今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画を発表しております。その中で、2年連続して新入学生徒数が入学定員の2分の1、新入生が20名未満、または全校生徒数が収容定員の2分の1、全校生徒数が60人未満となった学校については、学校活性化地域協議会の意見を聞いた上で、地理的条件を考慮した上で、次の対応をするとしています。一つ目が近隣の県立高等学校のキャンパス校とする、二つ目が特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う中高学園構想への移行をする、三つ目が統廃合との記載があります。

現在の大柿高校、1年生が20名、2年生が21名という状況でございます。また、来年度から私立高校の授業料の無償化が実施される所であり、呉市など本市からの通学圏内の高校でも定員割れの懸念があると聞いております。

外的環境も変化している中、大柿高校の魅力化、そして発信の取組が極めて重要と考えており、4点質問をいたします。

1点目です。

現時点での来年度に大柿高校を第1希望とする中学3年生は何名でしょうか。また、市内と市外の生徒数の内訳についてお聞かせください。

2点目です。

令和7年度11月14日から12月22日の間、地域おこし協力隊の制度により、大柿高等学校活性化コーディネーターを募集されていると伺っています。そして、その活動期間は、令和8年度の4月1日からと伺っております。コーディネーターの具体的な活動、そして年間のスケジュールについてお聞かせください。

3点目です。

先日、視察に伺った大崎上島町の大崎海星高校という高校があります。そこは、地域みらい留学という制度を活用しております。かつては70名に満たなかった全校生徒数が2025年現在は104名となっており、そのうち31名が県外から進学をしています。

地域みらい留学というのは、公式サイトからの引用になりますが、日本各地にある魅力的な173の公立高校の中から、住んでいる都道府県の枠を超え、自分の興味、関心に合った高校を選択し、高校3年間をその地域で過ごす国内進学プログラムです。

美しい自然や豊かな文化にあふれた魅力ある地域で、立場や世代を超えた多様な人々に囲まれながら高校生活を過ごす、そんな制度です。この制度を本市でも実現できないでしょうか。大柿高校での実施に向けての提言や連携の可能性について見解を伺います。

4点目です。

現在は、寮の関係で県外からの生徒の受け入れは2名を上限としていると伺っています。この2名という上限ですが、市の空いている公営住宅などを活用して大柿高校生向けの寮とすることはできないでしょうか、見解を伺います。

続いて、2項目めに移ります。インバウンド訪日外客向けの施策についてです。

2025年10月の訪日外客数は389万6,300人となっており、10月としては過去最高を更新しております。また、市内の宿泊関連の業者への聞き取り調査によると、江田島市への訪日外客は増加の傾向にあるということです。また、その一方で、訪日外客向けの情報発信が不十分であることや、宿泊施設から平日の集客に課題があるという声も上がっており、質問いたします。

1点目です。

訪日外客向けに取り組んでいる施策について、また今後検討している施策についてお聞かせください。

2点目は、トリップアドバイザーの活用についてです。

トリップアドバイザーとは、世界最大級の旅行口コミサイトになります。ホテルや飲食店、観光スポットなどの評価やレビューを見たり、投稿できるサービスになります。

広島県の公式ホームページによると、令和5年度の統計になりますが、広島県における訪日外客は欧米豪の主要国から全体の56.2%となっております。しかし、欧米豪の訪日外客において大きなシェアを占めているトリップアドバイザーを運用している事業者が少ないと感じております。

市として民間の事業者向けに活用方法を伝える機会を設けてはどうでしょうか、見解を伺います。

続いて、3項目めの質問に移ります。

令和7年度江田島市職員採用試験についてです。

全国的に地方公務員の成り手不足が問題視されております。昨日も古居議員から、職員の採用状況についても質問があったところです。

その答弁の中でも、令和7年度江田島市職員採用試験において建築技師の合格者数がゼロ名だったと伺っております。また、保育士の合格者数もゼロ名だったことを憂慮し、質問いたします。

まず1点目、合格者がゼロ名とありましたが、当該職種の全体の応募は何名あったのでしょうか。また、合格者ゼロの要因についてお聞かせください。

また、2点目です。

応募者数を増やすためのPRの強化はもちろん必要だと思いますが、同時に応募の敷居を下げることも必要だと考えます。オンライン面接の導入など、江田島市外に住む方を対象とした施策の検討状況はいかがでしょうか、見解を伺います。

以上、3項目8点について、市長、教育長の答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 安西議員から3項目8点の御質問をいただきました。

2項目めの訪日外客向けの施策についてと3項目めの令和7年度江田島市職員採用試験については私からお答えさせていただき、1項目めの大柿高校の魅力化については教育長から答弁させていただきます。

質問が多岐にわたり、答弁が長くなりますことを御容赦ください。

それでは、初めに、訪日外客向けの施策についてでございます。

まず、1点目の現在実施している訪日外客インバウンド向けの施策と今後検討している具体的な施策についてお答えさせていただきます。

現在、本市では、外国人旅行者の皆様にご快適に周遊していただく取組といたしまして、主要な観光スポットに設置している案内看板の多言語化を進めております。また、市観光協会のウェブサイトでご覧できるデジタルマップも多言語対応としており、そのほかにも英語版の観光パンフレットの作成や各棧橋におけるFree Wi-Fi環境の整備など、インバウンド誘客に向けた基盤整備に努めているところでございます。

さらに、今後は、SNS等を活用して外国人に分かりやすい情報発信を強化するとともに、市観光協会が導入予定の地図上で優先的に表示されるSEO対策や、検索で上位候補となるSEO対策などの仕組みを通して来訪への動機づけを図ってまいります。

これらの施策を着実に実行することで外国人旅行者の皆様にご江田島市を選んでいただき、お越しの際には快適に過ごしていただけるよう、受入れ環境の整備と併せて情報発信の強化に努めてまいります。

次に、2点目の民間の観光事業者に対し、欧米豪の旅行者にシェアの高いトリップアドバイザーへの情報掲載を周知することについてでございます。

本市といたしましても、国際的な旅行情報サービスにおいて、江田島市の情報量、写真及び口コミが十分でないとの認識はいたしております。海外で江田島市の認知度と魅力度を高めるためには、御指摘のトリップアドバイザーをはじめ、グーグルマップや海外OTAなど、世界中の旅行者が参照する多様な国際的サービスに魅力的な情報を正確かつ豊富に掲載することが重要であると考えております。

御指摘のとおり、観光事業者の皆様がこれらの国際的なサービス機能を理解し、積極的に情報発信いただくことがインバウンド誘致の鍵となります。つきましては、観光協会と連携して観光事業者の皆様にごインバウンド対応に関する情報を的確に届けるとともに、研修会を通してこうしたサービスの活用を促し、積極的に情報が発信されるよう後

押ししてまいります。

次に、3項目めの令和7年度江田島市職員採用試験についてでございます。

まず、1点目の保育士と建築技師の応募者数が何名であったか、また合格者ゼロとなった要因はとのお尋ねでございます。

今年度の採用試験における応募は、保育士が1名、建築技師が2名となっており、試験の結果につきましては、いずれの応募者も合格基準点に達していなかったため、残念ながら不合格とさせていただきました。

近年、公務員に対するネガティブなイメージが強まっておりまして、長時間労働やサービス残業が多い、給与や待遇、仕事の内容に魅力ややりがいを感じない、災害時の対応が大変といったコメントが見受けられるようになりました。

そうした中で、売手市場である保育士や建築技師といった専門職においては、特に民間との採用競争が激化しており、とりわけ新卒採用におきましては、民間の待遇や働き方に魅力を感じる学生が多いことから、今後ますます採用競争が厳しさを増すものと予想しております。

次に、2点目の遠隔地からの応募を促進し、受験のハードルを下げするため、オンライン面接の導入など、市外居住者を対象とした新たな施策の検討状況についてでございます。

本市では、これまで受験しやすい環境づくりとして社会人枠の創設をはじめ、年齢、経験年数、試験内容等を見直すとともに、受験申込みの電子化を図るなど、様々な取組を進めており、遠隔地からも多数の応募をいただいております。

御質問にございますオンライン面接につきましては、地域おこし協力隊の採用試験で実績がございますが、現時点で正規職員には導入はいたしておりません。他の自治体におきましては、初期段階の一次面接をオンラインで実施する例もございますが、その場合でも最終面接では受験生の本気度や考えを確認するため、対面で実施することが多いといった状況でございます。

なお、本市では、職員採用に当たり、筆記試験や面接では見えにくい協調性やコミュニケーション能力、リーダーシップなどの能力を評価するため、グループワークを実施しており、受験生には必ず本市にお越しいただく必要がございます。

こうしたことから、現時点ではオンラインで採用試験を完結する予定はございませんが、激化する採用競争の中で、民間企業をはじめ、国・県や他市町に後れを取ることがないように、常に試験の在り方を見直してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 私からは、大柿高校の魅力化についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の現時点における来年度の入学を第1志望としている中学3年生の人数及びその内訳、市内・市外別についてでございます。

県立高等学校の志願者数等の情報は、極めて機密性の高いものであり、これらの情報は、通常、中学校や教育委員会の一部でのみ共有され、慎重に扱われております。これ

らを公開することは、全体の志願者状況に影響を及ぼす可能性や、生徒の個人情報保護の観点から適切ではなく、広島県でも県立高等学校の志願者数や倍率などの選抜状況については、決められた公表日に一括して発表されております。

教育委員会として、現時点における市立中学校3年生の進路希望状況はある程度学校と情報共有してはおりますが、先ほどお伝えさせていただいた観点からも、具体的な人数についての公表は控えさせていただきます。

次に、2点目の大柿高等学校魅力化コーディネーターの令和8年度以降における具体的な活動方針及び年間スケジュールについてでございます。

本市では、平成30年10月から大柿高等学校魅力化コーディネーターを1名配置しておりました。主な業務として、高校紹介リーフレットの作成や市内外の中学校への訪問PR、フェイスブックなどのSNSを活用したPR活動に取り組んでまいりました。

これらの取組などにより、令和元年度からの数年間、大柿高等学校の入学者数が30名を超える成果を上げることができました。

なお、魅力化コーディネーターが行ってきたPR活動等が高校自らによるPR活動へとシフトすることができたことから、魅力化コーディネーターの配置は令和3年3月で終了しております。

しかしながら、令和6年度以降、再び入学者数が30名を切り、20名の確保も厳しくなってきたことから、改めて令和8年度から地域おこし協力隊の制度を活用し、魅力化コーディネーターを配置する予定としております。現在は募集をかけている状況でございます。

なお、大柿高等学校魅力化コーディネーターは、前回同様、PR資料の作成や実際のPR活動等を主な業務とすることとしておりますが、具体的な方法や時期に関しましては、大柿高等学校活性化地域協議会や高校とも連携しながら計画をしております。

次に、3点目の大崎上島町の大崎海星高校では、地域みらい留学制度により、県外から多数の生徒を受け入れている、本校での実施に向けた提言や連携の予定はあるかについてでございます。

地域みらい留学につきましては、議員仰せのとおり、一般社団法人地域教育魅力化プラットフォームと契約することにより、地域みらい留学のホームページに学校紹介を出せるとともに、全国各地で行われる合同説明会にブースを出し、生徒募集のPR活動を行うことが可能となります。

現在、広島県では、大崎海星高等学校をはじめ、加計高等学校、加計高等学校芸北分校、西城紫水高等学校の4校が登録を行い、全国から生徒を募集しております。

これらの高等学校は、そもそもの県外からの生徒受入れ人数をいずれも10名から30名程度としているのに対し、大柿高等学校は下宿等の都合により、最大で2名、男子のみ受入れ可能としております。

そのため、地域みらい留学の仕組みを利用する場合には、大柿高等学校の県外からの受入れ人数を拡大していく必要がございます。県外からの生徒募集、地域みらい留学との契約及び県外PRの実施につきましては、先ほど申しました大柿高等学校活性化地域協議会や高校とも連携をしながら検討してまいります。

最後に、4点目の現在の寮定員2名に対し、市の空いている公営住宅等を活用して受入れ枠を拡大する検討は可能かについてでございます。

市営住宅につきましては、国は本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域活性化や地域の担い手となる人材への目的外使用を認めております。このことから、大柿高校が市外・県外からの受入れ人数を拡大した場合には、現在の利用状況や国のガイドラインとの整合を図りつつ、生徒用宿舎としての活用の検討は可能だと担当課からは聞いております。

しかしながら、市営住宅に入居する場合は、寮や下宿などとは異なり一人暮らしのような環境となります。そのため、生徒の食事や生活管理など様々な課題に対する対策も必要になると考えております。また、既存の入居者との調整も課題として浮上する可能性もございます。そのため、実際の活用については、慎重な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 安西議員。

○1番（安西翔平君） これより教育委員会に再質問をいたします。

まず、1項目の1点目について、入学希望者について具体的な人数の公表が難しい旨、理解しました。

この質問の意図としましては、希望調査は入学者数の先行指標となる重要な数値であるということです。学校側と連携し、数値に合った適切な対策を講じていただければと存じます。

また、1項目3点目になりますが、地域みらい留学について協議会と高校と連携していく旨についても理解いたしました。

先日、大柿高校へ聞き取りを行った際、高校側も前向きな姿勢を示しておりましたので、引き続き、連携の上、検討を進めてください。

それでは、質問に移ります。

1項目の2点目についてです。答弁の中で、大柿高等学校活性化地域協議会と大柿高校と連携していくとありました。その地域協議会ですが、年2回の開催というふうに聞いております。地域おこし協力隊について、任用期間は令和8年4月1日となっておりますが、それまでに地域おこし協力隊の活動について教育委員会と協議会の間での連携はできるのでしょうか。

また、令和8年度の入学者数が20名未満となった場合、翌年、令和9年も20名未満となりますと統廃合の俎上に上がるということです。令和9年度に入学する生徒が進路を決めるのは、来年、令和8年度中のことです。地域おこし協力隊の方が着任しすぐに円滑に業務が行えるように準備は可能でしょうか、見解を伺います。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） お答えいたします。

活性化地域協議会との連携は、可能でございます。

来年3月に今年度は第3回を開催する予定と聞いております。そこで、入学者増に向けた取組について柔軟に連携をしていきたいと考えております。

また、令和9年度入学者数増に向けて、令和8年度から採用予定の地域おこし協力隊の方がスムーズに業務に移行できるようサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 安西議員。

○1番（安西翔平君） 1項目2点目につきまして、協議会と柔軟に連携していく旨、スムーズに業務に移行できるようサポートしていく旨、理解いたしました。

令和8年度以降の具体的な施策につきましては、高校や協議会との連携後に改めてお聞かせください。

続いて、1項目4点目について再質問いたします。

公営住宅を活用した場合、高校生が一人暮らしをするという環境が課題であるのはおっしゃるとおりだと思います。そのほかに寮を確保する手段として何かアイデアはありますでしょうか。例えば寮を確保するために民泊家庭などとの連携は検討できるでしょうか、見解を伺います。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） お答えいたします。

民泊なんですけれども、修学旅行の民泊とは異なり、大柿高校に入学するとすると3年間の受入れとなるため、民泊家庭が高校生の下宿先として確保できるか、担当課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上松英邦君） 安西議員。

○1番（安西翔平君） 公営住宅の担当課、そして民泊家庭等の担当課と、今後、連携を進めていただければと思います。

こどもたちの江田島市内での教育の選択肢を残していくことは、江田島市の将来に大きく関わることであります。大柿高校は、県立高校という位置づけではございますが、江田島市立であるというくらいの気持ちを持って、この課題に取り組んでいただければと思います。

それでは、続いて2項目め、訪日外客向けの取組に移ります。

2項目め、1点目の現状と今後の取組について、インバウンドの受入れの整備をしていると理解いたしました。受入れ整備ができつつある今だからこそ、より一層広報に注力いただければと思います。

また、SEO対策を行っていくとの答弁がございました。現在、アメリカやドイツなどの海外において、アルファベットで「ETAJIMA」と検索しても公式の情報や魅力的な情報があんまり出てこないという現状がありますので、お答えいただいたように、公式情報の海外向けSEOの対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

しかし、市や観光協会などホームページでのSEOに取り組んでいくことは、中長期的な施策であります。短期的な施策を講じる必要もあるというふうに考えております。

既にSEO対策がされており、上位に表示されているサイトへの情報の掲載、この検討状況はいかがでしょうか。

先ほどお伝えしたトリップアドバイザーのほか、一般社団法人広島県観光連盟が運営

するウェブサイト、D i v e ! H i r o s h i m a というものがございます。そのサイトは、広島、ビーチといった江田島に関心がありそうな訪日外客が検索するキーワードで上位に表示されるページがあります。

しかしながら、江田島の海岸は掲載されていない現状があります。宮島の包ヶ浦ですとか休暇村、大久野島ですとか、県民の浜、しまなみビーチ、瀬戸田サンセットビーチなどは掲載されている一方で、江田島の海岸は掲載されていないという現状があります。

広島県の観光連盟と連携し、魅力ある江田島市の海をより多くの方に発信していくのはいかがでしょうか、見解を伺います。

以上です。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 魅力ある江田島の海の発信についての御質問です。

海外からの検索において、本市の情報が不足しているため、魅力を十分に伝えられていない現状であると認識いたします。

これを改善するために、御提案いただきましたように、公式情報の海外 S E O 対策を進めるとともに、既に対策が講じられ、検索上位に表示されているサイトへの長瀬海岸をはじめとするビーチなどの情報掲載に取り組んでまいりたいと考えております。

市観光協会ですとか県の観光連盟と連携しながら、これからの取組を進めることで本市の観光資源の価値を国内外の訪問者へ届け、認知度を高めていけるよう努力をしております。

以上です。

○議長（上松英邦君） 安西議員。

○1番（安西翔平君） 情報掲載について、ぜひ県観光連盟と連携して取り組んでいただきたいと思っております。

また、2項目めの2点目について、こちらはトリップアドバイザーへの情報掲載を周知すること、それを後押ししていくと、前向きに進めていただくと捉えております。引き続きお願いいたします。

それでは、3項目めに移ります。オンライン採用についてです。

1点目ですが、採用数に対し、全体の応募数が非常に少ないというふうに感じております。

先日、大阪の四條畷市の元市長の方のお話を聞く機会があったのですが、あそこは令和2年度に日本一受験しやすい自治体を目指すとして、インターネットを使った面接をいち早く導入しておりまして、採用倍率が100倍を超えた職種もあるというふう聞いております。

現状の本市の採用フローですと、志願者が2回江田島市に来る必要があると聞いております。全ての採用の工程をオンラインで完結することは、私も難しいと思っておりますが、例えば1回に減らすですとか、そういった取組の検討状況はいかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 議員がおっしゃいますとおり、インターネット面接など

を活用し、応募のハードルを下げることで受験者の増加に成功した事例があることは承知しております。

他方、御質問にございました四條畷市については、筆記試験を実施していないことも応募者が増加した要因の一つであると考えられています。

本市では、職員が一定程度の教養を身につけていることは必要条件であると考えておりますので、現時点で筆記試験をなくすことは考えておりません。

他方、近年では、受験しやすい環境づくりとして、全国に約200か所ある試験会場で受験する時間帯を自由に選べるテストセンター方式を導入する自治体も増えてきております。この方式で筆記試験が実施できれば、本市への来訪回数を1回に減らせますが、この方式では受験者1人当たり4,300円のコストが生じてまいります。合格しても江田島市を希望しない試験目的の受験も考えられますので、費用対効果を見極めた上で慎重に検討を進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 安西議員。

○1番（安西翔平君） 検討状況について理解いたしました。

人員不足により行政サービスに影響が出るということになる前に、特に不足が懸念されている専門職については応募のハードルの引下げについて御検討いただければというふうに思います。

緊急性が高いと感じた課題を、教育、観光、採用状況の3項目8点にわたり質問いたしました。特に大柿高校の魅力化と発信については、重ねて申し上げますが、江田島市立の高校であると、それぐらいの覚悟を持って取り組んでまいりたいと思っております。

私自身、引き続き学んで、専門性を高めながら執行部の皆様と共に取り組んでいければと思います。

以上で一般質問を終わります。

以上です。

○議長（上松英邦君） 以上で、1番 安西議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時55分まで休憩いたします。

（休憩 13時45分）

（再開 13時55分）

○議長（上松英邦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、8番 上本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。

なお、申出のあった資料の写しをお手元に配付しておりますので、御参考としてください。

8番 上本雄一郎議員。

○8番（上本雄一郎君） 皆さん、こんにちは。

8番議員、政友会の上本雄一郎です。

通告に従い、3項目7点の質問をいたします。

まず、1項目めの令和8年度当初予算の編成に向けた取組の推進状況についてです。

令和8年度予算編成方針に示されているように、持続可能な行財政運営を行うには、将来を見据えた事業の在り方、必要性の整理が不可欠で、既存事業の再構築や抜本的な見直しに取り組まなければなりません。

折しも物価高騰や人件費の上昇が続く中、身の丈に応じた予算規模へと適正化を図るには、これまで以上に事業の精査が求められています。

一方で、厳しい財政状況下にあっても、新たな課題の解決に向けた取組や事務の改善は必要であり、十分なる協議を経た後、効果的かつ効率的な事業をしっかりと構築し、実施していかなければなりません。

そこで、次の点について伺います。

- 1、予算要求に係る事業説明書の活用状況について。
- 2、補助金調書の活用による補助金精査の進捗状況について。
- 3、市長選挙で訴えられた思いをどのように施策として打ち出すのか。

以上の3点です。

次に、一斉清掃の持続可能性を高める取組の推進について伺います。

我がまちの一斉清掃は、主として夏から秋にかけての時期に市内各地区で自治会等を中心に長年にわたって実施されております。地域を主体とする環境美化活動に対して、本市は、補助金の交付のほか、環境施設の休日操業など支援を続けています。

しかし、人口減少や少子高齢化、加齢による体力の低下等を理由とする参加者の減少等により、年々活動が困難になっています。

一方で、一斉清掃補助金は、1世帯当たり250円掛ける世帯数という基準で、各町の公衆衛生推進協議会に一括交付され続けており、実施主体たる単位自治会等の年間実施回数など、活動実態をきめ細かく把握した上での交付とはなっておりません。

そこで、次の点について伺います。

- 1、一斉清掃の持続可能性に対する認識について。
- 2、活動実態調査の必要性について。

以上の2点です。

最後に、3項目めの各種選挙における投票率向上に向けた取組の推進について伺います。

昨年11月17日に執行された江田島市長選挙は、今後4年間の本市の新たなかじ取り役を選ぶ大切な選挙であったにもかかわらず、その投票率は、合併以来、実際に選挙戦となった3回の市長選挙のうちで最も低い50.13%という結果となりました。

また、去る10月5日に執行された江田島市議会議員一般選挙の投票率は、市制施行後、6回行われた一般選挙の中で過去最低となる61.81%にとどまりました。

暮らしに身近な市政や政治一般に対する関心を高める努力が我々政治家に求められることは言うまでもありませんが、地域の実情に鑑みて、より投票に行きやすい環境の整備を不断に行っていくことも同様に重要であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

- 1、これまでの取組状況と今後の展開について。
- 2、投票済証明書の発行と市内飲食店等における選挙割の導入について。

以上の3項目7点について答弁を求めます。

○議長（上松英邦君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 上本議員から3項目7点の御質問をいただきました。

1項目めの令和8年度当初予算の編成に向けた取組の進捗状況についてと、2項目めの一斉清掃の持続可能性を高める取組の推進についてを、私のほうからお答えさせていただき、3項目めの各種選挙における投票率向上に向けた取組の推進については、選挙管理委員会事務局長から答弁させていただきます。

それでは、まず1点目の予算要求に係る事業説明書の活用状況についてでございます。

事業説明書につきましては、昨年度から様式を見直し、予算及び決算審査に活用させていただき仕組みを整理いたしました。

予算編成時には、各課から提出された事業説明書や予算要求書を基に内容の確認等を行っており、予算決算常任委員会では予算審議の資料として提供させていただいているところでございます。

他方、事業説明書の記載内容について、目的や成果など事業の検証が不十分な点が見受けられますので、今後の予算編成作業の中でよりよい活用が図られるよう改善してまいります。

次に、2点目の補助金調書の活用による補助金精査の進捗状況についてでございます。

補助金調書は、当初、行財政改革の補助金見直しの取組として、補助の状況を把握するために作成したものであり、現在は予算要求の資料として予算査定のヒアリング等にも活用させていただいております。

補助金調書の狙いとしまして、各部局において補助金の執行状況や効果などを把握することで、その実態に応じて、削減のみならず、効果が見込まれるものについては増額の根拠資料として活用を考えておりました。

こうした中、補助金の見直しにつきましては、全てを一律に減額を行ったこともございますが、この手法では補助団体の活動に影響を与える場合もございますので、それぞれの補助金の内容や性質、効果などを把握し、検討し、団体の理解が得られる補助金となるよう改善してまいりたい、このように考えております。

続いて、3点目の市長選挙で訴えられた思いをどのように施策として打ち出していくのかのお尋ねでございます。

令和8年度当初予算編成方針では、厳しい財政状況の改善に取り組みながらも、市民の皆様のご生活に直結する事業につきましては重点的に取り組まなければならないことを基本方針に、私の選挙時の思いであります、ぬくもりのあるまちづくり、活力あふれるまちづくり、健康で安心して暮らせるまちづくりを重点項目として、第3次江田島市総合計画の目指すべき姿「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できる えたじま」の実現に向けて取り組むこととしたところであります。

また、編成方針を提示後、要求作業に入る前段階で各部局の課題や今後の方向性などの事前協議を行い、新年度予算編成に向けての考えなどを共有したところであり、令和8年度予算における施策につきましては、今後の編成作業におきまして整理してまいり

ます。

次に、2項目めの一斉清掃の持続可能性を高める取組の推進についてでございます。

初めに、1点目の一斉清掃の持続可能性に対する認識についてでございます。

一斉清掃は、合併後20年間、市民との協働により、道路や水路等の公共用地の環境美化活動として継続して行われており、美化・協働・地域活性化の観点で市が誇れる活動であると認識をいたしております。

しかしながら、近年は、高齢化に伴う体力的な衰えや、空き家や空き地が増加していることで河川の清掃まで手が回らないという意見が寄せられてきております。

このような現状を踏まえ、持続可能な一斉清掃の在り方について検討を要する時期になっているものと考えております。

なお、土砂の撤去や広範囲の草刈り作業など、一斉清掃において対応が困難な案件につきましては、緊急性や必要性を判断した上で対応を行っております。

2点目の活動実態調査の必要性についてでございます。

江田島市の一斉清掃は、江田島町と大柿町のように地区単位で行うものと、能美町と沖美町のように町単位で行うものに分かれております。

また、清掃回数は、年1回の地域もあれば、年2回行う地域もございます。

この活動に対して本市では町単位の公衆衛生推進協議会を通じて各自治会へ1世帯当たり250円を上限に補助金を交付しており、各町の公衆衛生協議会が主体性を持ってそれぞれの地域の実情に応じた使途に活用されており、市としましてはその判断を尊重しているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、持続可能な一斉清掃の在り方については検討を要する時期に来ているものと認識しており、各町公衆衛生協議会や自治会の協力の下、地域の実情に即した実施方法の在り方や活動実態調査の実施等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 越野選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（越野 竜君） 失礼します。選挙管理委員会事務局長の越野です。

本来であれば、選挙管理委員会の加川委員長が答弁すべきところ、所用により出席がかないませんので、委員長と調整の上、私のほうからお答えをさせていただきます。

各種選挙における投票率向上に向けた取組の推進に関する御質問にお答えします。

まず、1点目のこれまでの取組状況と今後の展開についてです。

選挙管理委員会では、これまで広報紙やホームページなどを使った広報や、道路や桟橋、庁舎などに横断幕等を設置し、市民の皆様の目に留まるよう啓発活動を実施しております。

また、若者の選挙への関心を高めるため、出前教室で児童生徒に模擬投票を体験していただいたほか、直近の市議会議員一般選挙では、大柿高校の生徒の皆さんに防災行政無線放送やSNS、ポスターのモデルとして選挙への参加を呼びかけていただきました。

引き続き、投票率を向上させるため、明るい選挙推進協議会とも連携して、若者の選

挙への参加を促すとともに投票環境の改善にも努めてまいります。

続いて、2点目の投票済証明書の発行と市内飲食店等における選挙割の導入についてのお尋ねでございます。

近年、地域の飲食店などに投票済証明書を提示するとサービスが受けられる、いわゆる選挙割の報道が増えてまいりました。しかしながら、本市では投票済証明書の発行は、組織的な投票の強要につながるおそれがあることから、これまで導入を見送っております。

このため、選挙管理委員会としましては、投票済証明書や選挙割を既に導入している自治体のメリットやデメリット、投票率向上への効果を確認した上で、実現の可能性について検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 市長及び選挙管理委員会事務局長から丁寧な答弁をいただきました。

それでは、幾つか再質問をいたします。

まず、1項目めの令和8年度当初予算の編成に向けた取組の進捗状況についてです。

初めに、予算要求に係る事業説明書の活用状況について答弁をいただきました。

物価高騰や人件費の上昇が江田島市の行財政全体に年々重くのしかかってくる中、もはや当年度ベースで前例踏襲型の事業を踏み続けることは不可能です。

真に必要な事業の数を絞り込むのみならず、絶えず、より効率的、効果的な事業内容や執行体制となるよう、厳しく査定をしていかなければなりません。そのためにも重要となるのがPDCAサイクルを着実に回すということです。そして、そのツールが事業説明書だと考えます。

現在の予算要求及び決算認定審査に係る事業説明書は、三次市のものを参考として昨年10月8日に開催された令和7年度当初予算編成説明会で提示されたものが基となっております。議会側には令和7年度当初予算案を審議した2月定例会以降、資料として提供されています。

これによって、それまで議会側にはほとんど全く見えてこなかった事業費の財源内訳や予算要求の理由が明らかになるとともに、過年度の決算額なども非常に分かりやすく示されることになりました。

行政も議会も事業説明書に基づく予算要求や決算認定審査に取り組むようになって、ようやく1年となります。先ほど市長から、目的や成果など事業の検証が不十分な点が見受けられますので、今後の予算編成作業の中でよりよい活用が図られるよう改善してまいりますとありました。

このたびの12月定例会においても、補正予算案が議案として上程されており、多くの事業説明書が参考資料として議会側に提供されています。議会としても提供された事業説明書をしっかりと読み込み、効率的・効果的な審査につなげられるよう取り組んでいきます。

補助金調書の活用による補助金精査の進捗状況について答弁をいただきました。

先ほど市長から、補助金調書の狙いとしまして、各部局において補助金の執行状況や効果などを把握することで、その実態に応じて削減のみならず、効果が見込めるものについては増額の根拠資料としての活用を考えておりましたと答弁をいただきました。

活用を考えておりましたというふうに過去形であったわけですが、その理由について伺います。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 個々の補助金を精査するため、補助金調書を活用して見直すこととしておりましたが、本来の目的が果たせていないため、こうした答弁になりました。

補助金の精査につきましては、今後、他市町の取組事例を参考にしながら、行政のみならず、補助金を受ける側や第三者の公平な視点を取り入れ、より使いやすい効果の高いものになるよう整理してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 分かりました。

振り返りますと、補助制度の見直しについては、前期の江田島市行財政経営計画においても実行項目の大きな柱に掲げられてきましたが、個々の補助金の精査はまだまだ不十分とのことでした。

私は、この10月の末まで岡野数正議員と共に2年間、行財政改革審議会の委員を務めさせていただきました。昨年度は、令和7年度スタートの第5次江田島市行財政改革大綱のほか、江田島市行財政経営計画、そして第3次江田島市定員適正化計画の策定に取り組む節目の年度でありました。

このため、1年間で3回審議会が開催されたところですが、昨年10月21日の審議会では補助制度の見直しに係る令和5年度の取組状況として、当初予算策定時において個別に協議したが、全庁的な取組としては実施できなかったということでありました。

このため、令和6年度の取組方向として、全庁的な取組として補助金の見直しを行う、さらには個別の補助金交付要綱が整理されていないものについて整理を行うと、市の方針が打ち出されたところです。

これらのことは、令和6年度中にできたのですか。その進捗状況について伺います。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 補助金の見直しにつきましては、新たな補助金要綱により、現況の補助内容やその効果、課題等を整理し、当初予算査定時に個別に協議を行いました。

今後、団体補助金につきましては、各団体の活動内容やその効果などを見極め、協議を重ねながら適正化に努めることといたします。

また、要綱の整備につきましても、全ての整理ができておりませんので、補助金の在り方について、その団体の活動内容や補助の効果を検証した上で見直しを進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 補助金の見直しがいまだ道半ばであることはよく分かりました。

また、補助金交付要綱が整備されていないものもまだ残されているとのこと。

令和7年度からスタートした今期の江田島市行財政経営計画においても、補助制度の見直しは引き続き実行項目の大きな柱となっています。補助金の役割や効果を検証し、適正な制度運用が行われているか検証するため、補助金調書を作成し、補助金交付要綱や補助基準の整理など必要な見直しを行いますと、このように行政自らが計画に書いておられるわけですから、今期こそは約束を守れるよう着実に取組を進めるとともに、適宜適切なタイミングで審議会や議会に報告するよう努めてください。

なお、この12月の23日に、令和7年度としては初めてですが、行財政改革審議会が開催されるということです。ちょっと遅いのではないかと思います。新年度が始まり、既に8か月以上も経過しております。

そもそも江田島市行財政経営計画については、年度ごとの取組状況その都度審議会に報告し、議論に付した後、会議終了後には市のホームページで公開することになっているはず。行財政は、市政運営の基盤をなすものであり、最大限市民に見える化が図られなければならないと考えます。今後は、適宜適切なタイミングでの開催を改めて強く求めまして、次の点へと移ります。

市長選挙で訴えられた思いをどのように施策として打ち出すのかについて、市長から答弁をいただきました。市長が言われましたように、厳しい財政状況の改善に取り組みながらも、市民の皆様の生活に直結する事業につきましても、重点的に取り組まなければならないと、私もこのように思いますが、問題は濃淡であり、メリハリだと考えます。

今後、ますます人・物・お金に限られてくる中、市として何を大事に思い、まちづくりに取り組むのか、就任2年目となる市長はどのように自身のカラーを打ち出されるのか、これらの点を市民は注意深く見ていますし、行政も議会もこれらの点を今後市民により見える形で分かりやすく説明していかなければなりません。

あらゆる方面によい顔をすることは、もはや不可能な時代状況であり、痛みを伴う改革や政策転換が不可避な分野もあります。大切なのは、説明責任を果たすことです。政策決定や政策変更の過程を対外的に、より明瞭に説明できるようにするため、予算要求に係る事業説明書や補助金調書などに基づく事務事業の改善の取組を着実に進めるよう強く求めまして、次の項目に移ります。

2項目めの一斉清掃の持続可能性を高める取組の推進についてです。

初めに、一斉清掃の持続可能性に対する認識について、次いで、活動実態調査の必要性について、それぞれ答弁をいただきました。

市長が述べられましたとおり、一斉清掃は、合併後20年間、市民との協働による環境美化活動として継続して行われており、美化・協働・地域活性化の観点で市が誇れる活動であると私も認識しております。

また、高齢化に伴う体力的な衰えや空き家・空き地の増加などによってだんだんと河川や道路の清掃にまで手が回らなくなっている地域の置かれた厳しい現状について

も把握しております。

しかし、そうであるがゆえに、市にはこうした市民との協働による環境美化活動を支える努力がこれまで以上に求められると考えます。

そこで、幾つか改めて伺います。沖美町では、令和6年度までは年に2回、一斉清掃に取り組んでこられました。それが令和7年度は1回になったと伺いました。その要因を市ではどのように分析しておられるのか、この点についてまず伺います。

○議長（上松英邦君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 沖美町での一斉清掃に対する御質問です。

沖美町の一斉清掃において出たごみは、ごみ袋に入れまして各自がごみステーションまで持っていき、ごみの回収は委託された業者が環境センターまで運んでおります。そのため、沖美町の一斉清掃ではこの業者への委託費が発生しております。

今年度から清掃回数が1回となった理由につきましては、委託費用の資金不足と実施時期が7月の猛暑の時期と重なってしまったことが主な要因であったと聞いております。

市といたしましては、予算不足や気候変動など複合的な要因によりまして一斉清掃の実施回数が減ったことは誠に残念な結果であると考えております。

市長答弁でもお答えいたしましたとおり、持続可能な一斉清掃の在り方の検討を要する時期に来ていると認識しておりますので、各町公衆衛生推進協議会などと共に地域の实情に即した実施方法の在り方などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 沖美町では、一斉清掃で出されたごみを事業者回収していただいているわけですが、事業者を支払う委託費用の資金不足や、猛暑を理由として実施回数が1回になったとのことですが。

沖美町における一斉清掃でのごみ出しの在り方は、ほかの3町とは異なります。こうした文化の違いを前提として、その点も織り込む形で一斉清掃への支援の在り方を考え直さなければならない時期に来ているのではないかと、さもなければ市民との協働の環境美化活動の存続を図るのは難しいと感じます。

なお、このたび、一斉清掃補助金の1世帯当たり250円を上限にという、その積算根拠や補助金の期限について調べましたけれども、旧町時代に遡ることゆえ、経緯や詳細はよく分からないとのことでした。

積算根拠が不明なこと自体が問題ですが、それ以上に問題なのは、燃料費や運送費、人件費など、経費一般の上昇を何ら加味することなく補助金が交付され続けていることです。補助事業を開始時からの状況の変化が適切に考慮されず、補助金の算出方式のみが固定化しているため、補助金で下支えする事業そのものが存続の危機にあるのではないかと懸念をしております。

一体、江田島市は、島のこのよき伝統を今後も末永く育もうとしているのか、それともやまるならやまるで仕方ないという態度なのか、この点が私には分からないのです。

そこで、重ねて質問いたします。一斉清掃補助金に関する補助金調書の記載内容についてです。補助金調書には、補助金の内容という記載欄があり、対象、手段、意図、期

限、補助開始年度を記すようになっていきます。令和7年度の補助金調書で構いませんので、それぞれどのように記されているのか、この点を伺います。

○議長（上松英邦君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 一斉清掃補助金の補助金調書の記載内容等についての御質問です。

上本議員が言われますとおり、補助金調書では、補助金の内容という記載欄があり、その対象や手段、意図などを記載し、補助金の必要性や効率性の確認や評価などを行っております。

それでは、令和7年度の補助金調書に記載された内容をお答えいたします。

まず、対象は、各町公衆衛生推進協議会です。次に、手段は、各町公衛協から各町自治会に対し、道路、河川や自宅周辺の清掃活動に係る活動費等を補助することです。次に、意図は、公衆衛生の確保や環境美化の促進です。

次に、期限は、特に定めてはございません。最後に、補助開始年度は、平成16年度です。補助金調書にはこのように記載をしております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 補助金調書の記載内容についてはよく分かりました。

私が注目すべきだと感じたのは、手段の欄の記載事項についてです。そこには、各町公衛協から各町自治会に対し、道路、河川や自宅周辺の清掃活動に係る活動費等を補助すると書かれているとのことでした。

一斉清掃補助金は、入り口こそ各町公衆衛生推進協議会という団体に対する補助金ですが、実際には各地区で展開される一斉清掃という事業に対する補助金の性格が濃いものです。活動費等を補助するというのであれば、実施回数に応じた支援ができるよう、これまでなぜ補助制度の改善が図られてこなかったのか、疑問に思わざるを得ません。1回よりも2回実施するほうが経費はその分多くかかるからです。一斉清掃補助金は、20年以上続くものであり、これまでの査定の在り方も問われてきます。

暮らしに身近なインフラ施設の維持管理について、市民の皆様には御協力をいただくという一斉清掃の事業としての方向性、さらにはそのための活動費等の補助であるという補助金の性格を踏まえ、市民との協働による環境美化活動の持続可能性を高められるよう、実施主体たる住民にもっと寄り添う形での査定が求められるところですが、総務部長の御所見を伺います。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 補助金の査定につきましては、一斉清掃補助金に限らず、それぞれの事業の目的や成果を踏まえ、適正な補助額を見積もる必要がございます。

このため、査定に当たっては、各所管課から提出されました予算要求書を基に、事業の効果、団体の活動内容などを確認しております。

御質問の一斉清掃補助金に関しましては、公衆衛生推進協議会への団体補助金ではございますけど、事業補助の性質を有していることから、その内容をしっかりと確認した上で適切に分配されるよう査定をしております。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 分かりました。

まずは、事業を所管する地域支援課が各町公衆衛生推進協議会に対してどのような支援の在り方ならば一斉清掃の持続可能性を高められるのか、筋を通して丁寧に伺うことが必要だと思います。地域住民の参加状況や年間実施回数、実際の活動内容、課題、今後の展望など、一斉清掃に携わる地域の実情の把握に努めることこそが出発点ではないかと考えます。

令和7年度から、インフラ施設等清掃員の体制が拡充されました。暑い日も寒い日も年間を通じて膨大な数に及ぶ江田島市内インフラ施設の維持管理に御尽力いただいているところであり、厚く感謝するところでございますが、市直営での機動的な対応にも限界があります。市民の皆様は年に1回でも2回でも御協力をいただけるならば、それだけ環境美化活動が進むというのみならず、安心・安全なインフラ施設の保全にもつながるわけです。

こうした点に鑑みて、我が島のよき伝統である一斉清掃の持続可能性が高まるよう、着実な取組の推進を求めまして、次の項目に移ります。

3項目めの各種選挙における投票率向上に向けた取組の推進についてです。

まず、これまでの取組状況と今後の展開について、その後、投票済証明書の発行と市内飲食店等における選挙割の導入について、選挙管理委員会事務局長から答弁をいただきました。

まず、こちらのパネルを御覧ください。江田島市長選挙及び江田島市議会議員一般選挙の投票率を一覧にしたものです。右側の一番下段でございますけれども、合併、平成16年11月の市制移行後、間もない選挙におきましては、選挙当日有権者数、そして投票者数を市内全域で足し上げてまして割り算をしたところによれば、投票率は80.66%でございました。これが回を重ねるごとに下がってきているところでございます。

このような状況の中、先般の市議会議員一般選挙におきましては、御紹介いただきましたように、大柿高校の生徒の皆さんに啓発活動の面で多大なる御協力をいただいたところです。例えば選挙期間中、連日、防災行政無線から投票の呼びかけをしていただいたこともその一つです。高校生の爽やかな声に、おやっとならぶと耳をそばだて、選挙の近いことを意識させられた市民も多かったのではないかと推測いたします。

投票率向上に向けた、従来にない新たな取組として高く評価するところであり、引き続き、より効果的な広報・啓発活動の在り方について調査・研究を進めるよう求めます。

次に、投票済証明書の発行についてですが、改めて説明いたしますと、私の提案は、投票を済ませた方のうち、希望される方に限って手渡すようにしてはどうかというものです。

投票済証明書は、その活用の仕方いかんによっては地域活性化の一助となり得るし、選挙割などほかの施策と組み合わせて導入すれば、投票に行く動機そのものにもなり得るのが投票済証明書であると、私自身はこのように積極的に捉えています。

今回、このような質問をしたのは、ほかならぬ江田島市民の苦しみの声に接したから

であります。その方は、毎回、各種選挙に際して必ず投票に行かれるにもかかわらず、御自身の勤務する会社でその投票したというあかしをすることができないません。そればかりか、毎回参政権を行使しているにもかかわらず、本当は投票に行っていないのではないかなどと勘ぐられ、いつも肩身の狭い思いをされているとのことでした。

明岳前市長が折々に言われておりましたように、市民の苦しみを減らし、喜びを増やすことが行政の使命であると私自身考えるところでありますし、それは土手市長も同じではないかと思えます。

全国を見渡せば、既に多くの自治体が投票済証明書の発行に取り組んでおります。例えば京都市西京区の選挙管理委員会では、今夏の参議院議員通常選挙に際して地域の名所とマスコットキャラクターを組み合わせた唯一無二のオリジナル投票済証を発行する旨、プレスリリースを行っております。このほか、京都府の木津川市選挙管理委員会では、投票済証明書に木津川市明るい選挙啓発ポスターコンクールにおける入選作品を掲載しています。

このように投票済証明書を一つのメディアとして地域活性化に役立てようとする動きも見られる中、江田島市選挙管理委員会では、投票済証明書の発行は組織的な投票の強要につながるおそれがあることから、これまで導入を見送っているとのことでした。

それでは、組織的な投票の強要につながるおそれとは、具体的にはどのようなケースなのか、この点を伺います。

○議長（上松英邦君） 越野選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（越野 竜君） どのようなケースを想定して投票済証明書を発行していないのかというお尋ねでございます。

全国では、過去に労働組合が特定の候補者に投票するよう、組合員やその家族に働きかけて投票済証明書を回収していたケースなどが報告されております。

選挙管理委員会では、投票は個人の自由な意思によってなされるべきものであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないといった理由から、導入には至っておりません。

以上でございます。

○議長（上松英邦君） 上本議員。

○8番（上本雄一郎君） 今の御説明で、私とは見解が大きく異なるということが分かりました。

投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないと私も思いますが、紹介された事例はいずれも極端であり、一部の心ない団体が投票済証明書を誤って運用したことを示す事例にすぎないのではないかと感じます。

投票済証明書の存在そのものが悪いことを示しているわけではないと思うのです。

便宜上、例えば有権者が2万人いると想定するとすれば、その1%とは200人、その0.1%は20人に相当します。この0.1%に当たる20人の有権者の投票行動をいささかなりとも下支えし、後押しできるのであるとするならば、投票済証明書について導入に向けて検討する価値は十分あるのではないかと思います。選挙管理委員会の使命が政治意識を高めることにあると考えるからです。

広島県内でも広島市や東広島市、尾道市をはじめとして、現に投票済証明書を発行する自治体があります。今後、江田島市選挙管理委員会として投票済証明書の取組で先行する自治体の調査を行うのみならず、広報・啓発活動に係る先進事例調査を積極的に行い、有権者の政治意識の高揚や投票率向上につながる、より効果的な仕組みを模索していただきたい、この点を改めて強く要望しておきます。

以上、これまで3項目7点の質問をしてきました。

市制施行後21年が経過しました。この間、人口減少が進んできましたが、近年、少子化が加速度的に進んできております。先日、教育委員会から、江田島市の学校の在り方に関する保護者アンケートが市内こども園、小中学校に通う子供を持つ保護者向けに配布されました。我が島のそう遠からぬ将来、6年先、12年先の市内小中学校における児童生徒数の推計値に改めて愕然とするとともに、江田島市の持続可能性について危機感を新たにしたのは私だけではないと思います。

若年世代の急速な減少が意味するのは、今後、島社会のあらゆる場面で担い手不足がより一層深刻化してくるということです。一斉清掃など地域を主体とする様々な行事も今後一層担い手の不足が深刻化してきます。そうした中であって、限られた財源をどこに振り向けていくのか、その政策決定過程について市民の皆さんの御理解を得るべく、行政も議会も一層努力をしていかなければなりません。

市民との協働のまちづくりによって、この島の未来を切り開くため、市当局の意欲的かつ継続的な取組をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（上松英邦君） 以上で、8番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。15時ちょうどといたします。

（休憩 14時48分）

（再開 15時00分）

○議長（上松英邦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第2 報告第9号

○議長（上松英邦君） 日程第2、報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者から報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、規定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長及び市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（上松英邦君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） それでは、報告第9号につきまして御説明をいたします。  
議案書2ページに専決処分書を添付しております。

専決処分書によりまして御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島市大柿町飛渡瀬で発生した車両損傷事故による損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和7年10月6日午前9時頃、江田島市大柿町飛渡瀬の農道大柿007号線において、市産業部所属の職員が除草作業を行っていたところ、使用していた草刈り機が石を跳ね、隣接する私有地に駐車していた当該車両のフロントガラスに当たり、破損させたものでございます。

2、和解の相手方は記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は、損害賠償金25万7,191円を支払うことで和解し、11月12日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により補填いたします。

今回、このような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

農道の除草作業は今後も継続して行いますが、このたびの事故原因となった草刈り機の使用中に跳ねた石について、飛散防止対策が不十分でした。今後の農道での草刈り作業につきましては、民家等に近接している箇所では、飛散防止対策を徹底し、事故の未然防止に努める所存でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上松英邦君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 続きまして、3ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島町小用タヲで発生しました工作物破損事故5件につきまして、相手方5名とそれぞれ和解をし、損害賠償の額を決定したものでございます。

3ページの1、事故の概要です。

令和7年8月11日午前9時頃、同日前から降り続いた大雨により、江田島中央共同墓苑に隣接する本市所有地の立木が倒れ、同墓苑の墓地区画内にある相手方所有の石灯籠に当たり、破損させたものです。

2、和解の相手は記載のとおりです。

3、和解の条件及び損害賠償の額です。

市は、損害賠償金18万4,800円を支払うものとし、このほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

1、事故概要及び2、和解の相手方は、記載のとおりです。

3、和解の条件及び損害賠償の額です。

市は、損害賠償金9万9,550円を支払うものとし、このほか、相手方と本市の間

に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

続いて、5ページをお願いいたします。

1、事故の概要及び2の和解の相手方は、記載のとおりです。

3、和解の条件及び損害賠償の額です。

市は、損害賠償金6万2,700円を支払うものとし、このほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

続きまして、6ページをお願いします。

こちら、1の事故の概要及び2の和解の相手方は、記載のとおりです。

3、和解の条件及び損害賠償の額です。

市は、損害賠償金2万3,100円を支払うものとし、このほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

続いて、7ページをお願いします。

1の事故の概要及び2、和解の相手方は、記載のとおりです。

市は、損害賠償金1万6,500円を支払うものとし、このほか、和解の相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

1ページにお戻りください。

ただいま御説明いたしました5件の専決処分年月日は、令和7年11月25日でございます。

被害を受けられました関係者の皆様には改めて深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。今後、このような事故を起こさぬよう、財産管理の徹底に努めてまいります。

説明につきましては、以上です。

○議長（上松英邦君） 以上で、報告第9号を終わります。

### 日程第3 同意第4号～日程第6 同意第7号

○議長（上松英邦君） この際、日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第6、同意第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました、同意第4号から同意第7号までの固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現行の固定資産評価審査委員会の委員の任期が令和7年12月15日で満了することになりますことから、平井克宏さん、今田知二さん、久岡重樹さん及び山田雅直さんをそれぞれ固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本4案に対する一括質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本4案は、委員会付託を省略します。

本案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

初めに、同意第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第7 諮問第3号～日程第8 諮問第4号

○議長（上松英邦君） この際、日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第8、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての2案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました、諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

倉田 淳さん及び梶本典子さんをそれぞれ人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

お二人の候補者は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、2件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本2案に対する一括質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本2案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本2案は、委員会付託を省略します。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

初めに、諮問第3号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として倉田 淳氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、倉田 淳氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として梶本典子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、梶本典子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 9 議案第 6 2 号～日程第 1 3 議案第 6 6 号

○議長（上松英邦君） この際、日程第 9、議案第 6 2 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 1 3、議案第 6 6 号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの 5 議案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました、議案第 6 2 号から議案第 6 6 号までについてでございます。

国家公務員に準じて一般職等の職員の給与等を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 6 2 号で、江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第 6 3 号で、江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を、議案第 6 4 号で、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第 6 5 号で、江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、議案第 6 6 号で、江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を、それぞれ一部改正することといたしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第 6 2 号から議案第 6 5 号まで、一括して御説明いたします。

主な改正内容を参考資料により御説明いたしますので、37 ページをお願いします。

失礼いたしました。議案 6 6 号まで、一括説明になります。

国家公務員に準じた給与の改定等についてでございます。

1 の趣旨です。

令和 7 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、市職員等の給与を改定するため、関係条例の規定の整備をするものです。

2 の改正する条例です。

このたび改正する条例は、表に示した一般職、特別職、議会議員、任期付職員、会計年度任用職員に係る五つの条例になります。

3 の改正の内容です。

（1）として、給料月額の上昇については、アとして、全年代において給料月額を引上げします。

イとして、特定任期付職員の給料月額を表のとおり、国と同様に改定いたします。

次に、（2）期末・勤勉手当の引上げです。

まず、令和 7 年度分について、民間の支給割合に見合うよう、常勤一般職、再任用、

特別職、議会議員及び特定任期付職員について、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

なお、令和7年度においては、引上げ分を12月期に上乘せして調整をいたします。

次に、38ページをお願いします。

(3) 期末・勤勉手当の支給割合の平準化です。

令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、6月期と12月期で平準化をいたします。

(4) 会計年度任用職員の給料表の見直しです。

会計年度任用職員の給料・報酬を、常勤職員と同様に国家公務員に準じて引上げします。また、今後も常勤職員と同様の改定率で給料・報酬を見直すこととし、給料表を規則で定めます。

(5) 通勤手当の見直しについてです。

自動車等使用に係る距離区分に65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を5キロメートル刻みで新設いたします。

(6) 役職段階別加算率の見直しについてです。

職務の難易度、責任の重さに見合った給与制度とするため、期末・勤勉手当の算定の基礎となる役職段階別加算率を国家公務員と同様の率に見直しをいたします。

(7) その他として、宿日直手当の額を国家公務員に準じて見直すなど、所要の規定の整備をいたします。

39ページをお願いします。

4、施行期日及び実施時期についてです。

改正内容ごとの表のとおり施行し、実施時期を定めます。

それでは、それぞれの議案の改正条文を御説明いたします。

初めに、26ページをお願いします。

議案第62号の一般職に係る改正条文です。

第1条で令和7年度の期末・勤勉手当の引上げを行い、一般職の給料表を27、28ページの表のとおり改正いたします。

続きまして、29ページをお願いします。

第2条で通勤手当、宿日直手当及び役職段階別加算率の見直しを定め、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の調整を行っております。

30ページをお願いします。

附則といたしまして、第1項、第2項で施行期日等、第3項で給与の内払いのみなし規定を定めております。

32ページから36ページまでは、新旧対照表となっております。

続いて、41ページをお願いします。

議案第63号、特別職に係る改正条文です。

第1条で令和7年度の期末手当の引上げ、第2条で令和8年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日等の期末手当の内払いのみなし規定を定めてお

ります。

42ページには、新旧対照表を添付しております。

次に、44ページをお願いします。

議案第64号、議会議員に係る改正条文です。

第1条で令和7年度の期末手当の引上げ、第2条で令和8年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日等の期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

45ページには、新旧対照表を添付しております。

次に、47ページをお願いします。

議案第65号、任期付職員に係る改正条文です。

第1条で給料表の改正と令和7年度の期末手当の引上げ、第2条で令和8年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定を定めております。

同様に、49、50ページには、新旧対照表を添付しております。

次に、52ページをお願いします。

議案第66号の会計年度任用職員に係る改正条文です。

第1条で給料・報酬を常勤職員と同様に、国家公務員に準じて見直しを行うよう規則で定めることとし、第2条で字句の整理を行っております。

53ページをお願いします。

附則といたしまして、施行期日を定めております。

同じく、54、55ページには、新旧対照表を添付しております。

以上で、人事院勧告に伴う給与等の改正に関する説明を終わります。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第62号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、議案第66号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの5議案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本5議案は、総務文教常任委員会に付託します。

#### 日程第14 議案第67号

○議長（上松英邦君） 日程第14、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国家公務員に準じて高齢層職員の昇給抑制措置を講じるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第67号について御説明をいたします。

議案書の56ページに提案理由を、57ページに改正条文を、58ページに新旧対照表を、59ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、59ページをお願いいたします。

1、改正の背景及び趣旨です。

人事評価結果の活用（処遇への反映）を実施している国に準じて、55歳を超える職員の昇給を抑制し、人事評価結果の処遇への反映をするに当たって、実績を上げた職員に対する昇給上乘せに係る原資として活用させていただきます。

2、改正の内容です。

55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員について、これまで標準の成績で2号給の昇給であったところ、昇給させるのは勤務成績が特に良好な成績以上であった職員に限るものとします。

3、施行期日です。

令和9年度から人事評価の本格運用を始め、当該人事評価結果の活用を令和10年度からとするため、同年度の定期昇給日であります令和11年1月1日からを施行期日としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第15 議案第68号

○議長（上松英邦君） 日程第15、議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

基幹系情報システムの移行に伴う規定の整理をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（上松英邦君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは、議案第68号について御説明いたします。

議案書60ページに提案理由を、61ページから68ページまでに改正条文を、69ページから74ページまで新旧対照表を、75ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、75ページをお願いいたします。

参考資料の1、趣旨でございます。

地方公共団体は、利用している基幹系情報システムについて全国的な標準化を図ることを定める法律により、令和7年度末までに国が定めた基準を満たすものに移行することが求められております。

当該基準を満たすには、基幹系情報システムに新たに住登外者宛名番号管理機能、これは住民基本台帳に記録されていない個人を識別、特定するために付与する番号を管理する機能でございますが、この機能を搭載する必要がありますが、当該機能を業務で使用する際は条例の定めが必要となるものです。

そのため、所要の規定を整理するものでございます。

2、改正内容でございます。

まず、（1）です。別表第1に、個人番号を利用することができる事務として、住登外者の情報管理に関する事務を追加いたします。

次に、（2）別表第2に、住登外者の情報管理に関する情報、住登外者宛名情報を特定個人情報の欄に追記し、各種事務において連携して利用できることといたします。

次に、（3）別表第3に、情報照会機関、ここでは市教育委員会となりますが、そこからの照会に対し、市長が提供できることができる特定個人情報として、住登外者の情報管理に関する情報、住登外者宛名情報を追記いたします。

3、施行期日については、公布の日といたします。

説明については、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第69号

○議長(上松英邦君) 日程第16、議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長(土手三生君) ただいま上程されました、議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(上松英邦君) 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長(猪垣英治君) それでは、議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書の77ページを御覧ください。

77ページが改正条文です。

78ページから80ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

78ページから新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案です。

下線部について改正を行います。

別表第1中、第7項の理容師法関係から、80ページの第14項、建築物における衛

生的環境の確保に関する法律関係まで、8項を削ります。

また、15項を7項とし、16項から19項までを8項ずつ繰り上げるものです。

これらは、これまで権限移譲として広島県から事務の処理を市のほうで行ってまいりましたが、県の事務の特例を定める条例の改正に伴い、広島県のほうで事務を行うことになったため、市のほうから落とすということでございます。

77ページに戻ってください。

附則についてです。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明については、以上です。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市手数料条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、産業厚生常任委員会に付託します。

## 日程第17 議案第70号

○議長（上松英邦君） 日程第17、議案第70号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第70号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第70号について説明いたします。

改正の内容につきましては、議案書89ページに参考資料として説明資料を添付しておりますので、89ページをお願いいたします。

1、趣旨でございます。

このたびの条例改正は、児童福祉法の一部改正により、関係する基準省令等が改正されたことに伴い、本市の条例の一部を改正するものでございます。

次に、この条例改正の改正動機となる、2、児童福祉法の改正内容でございます。

改正の内容は、（１）地域限定保育士制度の一般制度下、及び（２）職員による虐待に関する通報義務等の創設でございます。

次に、３、一部改正する条例でございます。

一部改正する条例は、（１）江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、（２）江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、（３）江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、（４）江田島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める四つの条例でございます。

次に、４、条例の改正内容でございます。

条例の改正内容は、（１）家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士の区分について地域限定保育士を追加するもの、（２）引用条項のずれを解消するものでございます。

５、施行期日は、公布の日からでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第７０号は、産業厚生常任委員会に付託します。

## 日程第１８ 議案第７１号

○議長（上松英邦君） 日程第１８、議案第７１号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第７１号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第７１号について説明いたします。

このたびの条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に

に伴い、本市の条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、家庭的保育事業者等による利用乳幼児に対する健康診断について、その全部または一部を行わないことができる場合の規定を追加するもので、国の基準どおりの改正でございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、産業厚生常任委員会に付託します。

## 日程第19 議案第72号

○議長（上松英邦君） 日程第19、議案第72号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第72号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案についてでございます。

新たな奨学金の返還免除規定を設けるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） それでは、議案第72号について説明をいたします。

議案書94ページ、95ページに改正条文を、96ページ、97ページに参考資料として新旧対照表を、98ページに本条例案の要点を整理した参考資料を添付しております。

98ページの参考資料をお願いいたします。

1、趣旨でございます。

奨学金制度の利用促進を図るため、新たに返還免除規定を設けるなど、所要の規定の整備をするものでございます。

本条例改正案は、定住促進の面を持ち合わせております。

2、改正の概要です。

本条例改正は、本市の市奨学金の貸付けを受けている人に対して、最終学校を卒業した翌月から1年以内に本市に居住し、かつ5年間居住を継続したときに奨学金貸付額の

2分の1を返還免除するというものでございます。

その条例改正のポイントは、（１）市内居住を要件とした奨学金の返還猶予規定の創設、（２）市内居住を要件とした奨学金の返還免除規定の創設、（３）奨学金の返還開始時期の調整の３点でございます。

９６ページの新旧対照表をお願いいたします。

これを条例改正いたしますと、左側の改正案となります。御覧ください。

返還猶予として、新たに１２条の２、第１項から第５項まで加えております。

９７ページをお願いいたします。

こちらには、返還の免除といたしまして、新たに１３条の２を加えております。

申し訳ございません。再度、９８ページをお願いいたします。

３、施行期日等です。

（１）施行期日は、令和８年４月１日でございます。

（２）適用区分は、令和８年度以降に新たに決定した奨学生に係る奨学金から適用とします。

説明は以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第７２号は、総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第２０ 議案第７３号

○議長（上松英邦君） 日程第２０、議案第７３号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第７３号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

林野火災の予防を目的とする規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） それでは、議案第７３号につきまして御説明いたします。

議案書９９ページに提案理由を、１０１ページに改正条文を、１０２ページから１０４ページに参考資料として改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の改正

要旨をお示ししております。

104ページの参考資料により、改正の内容について御説明いたします。

1、改正の趣旨です。

本年2月に、岩手県大船渡市で発生しました大規模林野火災を受けて発出された消防組織法第37条の規定に基づく国の助言を踏まえ、林野火災の予防に資するための規定の見直しを行うものです。

2、主な改正の概要です。

(1) 林野火災注意報に関する事項。

(2) 林野火災警報に関する事項。

(3) 規定の明確化に関する事項。

3、施行期日につきましては、令和8年1月1日でございます。

4、その他、林野火災注意報及び林野火災警報に係る発令基準は、別に規則で定めま

す。

以上で説明を終わります。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第21 議案第74号

○議長（上松英邦君） 日程第21、議案第74号 江田島市小用地区開発事業基金条例を廃止する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第74号 江田島市小用地区開発事業基金条例を廃止する条例案についてでございます。

小用地区開発事業基金を廃止するため、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第74号について御説明いたします。

議案書105ページをお願いします。

この議案は、特定目的基金の一つであります小用地区開発事業基金を廃止するものです。

小用地区開発事業基金は、旧江田島町が平成12年から事業推進のために積み立てた

基金で、合併後において事業債の償還や地域開発事業の財源として活用してまいりました。令和6年度をもって地域開発事業が完了しましたことから、この基金を廃止するものです。

議案書106ページに廃止条文をお示しし、附則としまして施行期日を令和8年3月31日としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第75号

○議長（上松英邦君） 日程第22、議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

現行のクラウドサービス利用契約を中途解約することにより、契約の相手方に与える損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは、議案第75号について御説明いたします。  
議案書107ページにより、御説明いたします。

1、和解の発生の原因となる事実を御覧ください。

本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に伴い、住民基本台帳等に関する事務をガバメントクラウド上に構築されたシステムに移行することとなったため、現在使用しているクラウドサービスを契約期間中に中途解約することとなり、契約の相手方に損害を与えたものでございます。

2、和解の相手方については、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額についてでございます。

損害賠償の額は1,872万円でございます。

これは、契約の履行のために契約の相手方がリース契約により調達した機器・設備の経費について、契約残存期間の月割り額を賠償額とするものでございます。

なお、これ以外に契約の相手方と一切の債権債務関係がないことを確認しております。

なお、本件については、本市が県内5市町と共同で調達していたクラウドサービスに関するものでございますが、賠償額については、同じく契約解除を行うこととなった他の市町についても同様の計算方式により算出しており、かつ賠償額については全額国からの補填を受けることとなっております。

参考資料として108ページに地方自治法の根拠条文を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

説明については、以上です。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、和解及び損害賠償の額の決定については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第23 議案第76号

○議長（上松英邦君） 日程第23、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本市の107施設について、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第

244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第76号について御説明いたします。

議案書109ページをお願いします。

本議案は、来年3月31日に指定期間が満了する107の施設について、指定管理者を指定するため、提案するものでございます。

110ページから114ページにかけて今回指定したい公の施設の名称、指定管理者、指定の期間の一覧表を添付しております。

また、続いて115ページから148ページにかけまして、参考資料としまして、施設ごとの概要、指定団体、業務の範囲、指定期間、選定理由等をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、公の施設の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、総務文教常任委員会に付託します。

#### 日程第24 議案第77号

○議長（上松英邦君） 日程第24、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,574万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億1,286万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第77号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の24、25ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

13款分担金及び負担金、2項負担金は、工事費の増額に伴います葬斎センター施設整備負担金の増額補正です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、診療報酬明細書等点検充実事業費補助金、社会資本整備総合交付金の増額補正です。

3項委託金は、外国人登録事務委託金、国民年金事務委託金の増額補正です。

26、27ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金は、県移譲事務交付金の増額補正です。

3項委託金は、国勢調査委託金の増額補正です。

17款財産収入、2項財産売払収入は、黒神島採石事業に伴います石売払収入の増額補正です。

18款1項寄附金は、黒神島採石事業に伴います緑化寄附金及び指定寄附に伴います保健衛生費寄附金の増額補正です。

このページ下段から28、29ページをお願いします。

19款繰入金、2項基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金の増額補正です。

20款1項繰越金は、令和6年度決算認定に伴います前年度繰越金の増額補正です。

21款諸収入、5項雑入は、補助事業者からの補助金返還に伴います地域医療介護総合確保事業補助金返還金、県道拡幅に伴います県補償金及び過年度収入の増額補正です。

22款1項市債は、事業費の増額に伴います過疎対策事業債などの増額補正です。

続きまして、歳出です。

このたびの歳出補正予算の主なものは、人事院勧告に伴います職員給与費及び会計年度任用職員の人件費、前年度事業の精算に伴います国・県補助金の返還金、沖美ふれあいセンター空調設備改修工事、葬斎センター火葬棟空調機更新工事の増額などを計上しております。

それでは、職員給与費関係及び会計年度任用職員人件費を除く、主な補正について御説明します。

30、31ページをお願いします。

1款1項議会費は、人事院勧告に伴います議員期末手当の増額補正です。

32、33ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費は、会計管理事業費、財産管理事業費、大君地区企業誘致促進事業費の増額補正及び交通船事業特別会計繰出金の減額補正です。

また、34、35ページの能美・大柿市民センター管理運営事業費、36、37ページの集会所等管理運営事業費、これは能美地区、沖美地区、大柿地区、これの増額補正になっております。

人件費が続きますして、40、41ページ下段から42、43ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳一般事業費で、委託料の減額補正及び備品購入費の増額補正です。

人件費が続きますして、44、45ページの中段をお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計繰出金の減額補正及び生活困窮者自立支援事業費、障害者福祉事業費、障害者自立支援事業費、次に、46、47ページの高齢者在宅福祉事業費、介護保険事業費、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金、地域医療介護総合確保事業費、国民年金事務費、福祉医療費の増額補正です。

48、49ページをお願いします。

2項児童福祉費は、児童福祉一般事業費、児童手当給付事業費、児童福祉施設措置入所事業費、障害児通所支援事業、保育施設管理運営事業費の増額補正です。

50、51ページの下段をお願いします。

3項生活保護費は、生活保護支給事業費の増額補正です。

52、53ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費は、一般予防接種事業費、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費、母子保健事業費、生活習慣病健診事業費、次の54、55ページの葬斎センター管理運営事業費の増額補正です。

2項清掃費は、54、55ページ下段から56、57ページにかけてのリレーセンター管理運営事業費の減額補正です。

人件費が続きますして、58、59ページをお願いします。

6款農林水産業費、3項水産業費は、水産業施設維持管理事業費の増額補正です。

7款1項商工費は、商工業振興事業費の増額補正です。

60、61ページ中段をお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、県道改良事業費の増額補正です。

このページ下段から62、63ページをお願いします。

5項都市計画費は、都市計画一般事業費の増額補正です。

64、65ページをお願いします。

9款1項消防費は、非常備消防費及び防災費の財源更正です。

66、67ページ下段をお願いします。

10款教育費、1項教育総務費は、通学支援事業費の増額補正です。

68、69ページをお願いします。

4項社会教育費は、放課後児童健全育成事業費、図書館管理運営事業費の増額補正です。

70、71ページ中段をお願いします。

5項保健体育費は、スポーツ施設管理運営事業費の増額補正です。

72、73ページ中段をお願いします。

1 3 款諸支出金、1 項基金費は、財政調整基金、地域福祉基金、黒神島環境保全基金の基金管理費の増額補正です。

7 4、7 5 ページをお願いします。

2 項公営企業費は、下水道事業会計繰出金の増額補正です。

予算書の 5 ページにお戻りください。

第 2 表 繰越明許費です。

集会所等管理運営事業費（沖美地区）ほか 4 件について、年度内の完成が見込めないため、設定させていただいております。

6 ページ、7 ページ、お願いします。

第 3 表 債務負担行為補正です。

追加としまして、自家用電気工作物保安管理業務委託ほか 2 1 件を、変更としまして、タブレット端末リースの 1 件をお願いしております。

8 ページをお願いします。

第 4 表 地方債補正です。

変更としまして、過疎対策、集会所等管理運営事業ほか 3 件をお願いしております。

説明につきましては、以上のとおりです。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 7 号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第 2 5 議案第 7 8 号

○議長（上松英邦君） 日程第 2 5、議案第 7 8 号 令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第 7 8 号 令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 0 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 億 7 0 4 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第78号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の86、87ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の報酬を改定することに伴う人件費の補正、また令和6年度会計における決算剰余金の基金への積立金などについて予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知・広報事業に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金19万7,000円の増額補正でございます。

4款県支出金、1項県補助金は、特別交付金68万円の増額補正でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金19万7,000円の減額補正でございます。

7款1項繰越金は、前年度繰越金4,036万7,000円の増額補正でございます。続きまして、歳出でございます。

88、89ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、財源更正でございます。

2項徴税費は、人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の報酬、職員手当等の増額補正を行っております。

5款1項基金積立金は、前年度決算剰余金の一部を積み立てるため、積立金4,000万円の増額補正を行っております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、令和6年度事業の精算に伴う国・県への補助金等の返還金36万7,000円の増額補正でございます。

予算書12ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為でございます。

資格確認書一括発行に係るプログラム開発業務委託の1件をお願いしております。

なお、92ページに給与費明細書を、93ページに債務負担行為に関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、令和7年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第26 議案第79号

○議長（上松英邦君） 日程第26、議案第79号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第79号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,108万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上松英邦君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第79号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の98、99ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬を改定することに伴う職員給与費等の補正、また介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料について、予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金は、地域支援事業費の職員給与費等の補正に伴い、地域支援事業交付金の増額補正を、また介護報酬改定等に伴うシステム回収業務委託料の補正に伴い、介護保険事業費補助金の増額補正を行い、合計115万7,000円の増額補正でございます。

4款支払基金交付金、その下、5款県支出金は、地域支援事業費の職員給与費等の補正に伴い、交付金の増額補正を行っております。

このページ最下段から100、101ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金は、職員給与費等の補正に伴う地域支援事業繰入金、職員給与費繰入金及びシステム改修業務委託料の補正に伴う事務費繰入金、合計251万7,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

102、103ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当等の増額補正を、また介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料の増額補正を行っております。

2項介護認定審査会費は、介護認定調査員報酬16万5,000円の増額補正でございます。

このページ最下段から104、105ページの5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、3項一般介護予防事業費は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当等の増額補正を行い、5款合計で128万8,000円の増額補正でございます。

なお、106、107ページに、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第27 議案第80号

○議長（上松英邦君） 日程第27、議案第80号 令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第80号 令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,715万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,075万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは、議案第80号 令和7年度江田島市交通船

事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事項別明細書により御説明いたしますので、112ページ、113ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、中町宇品航路の指定管理者の公募に際し、市が利用料金の値上げをしなかった場合に指定管理者に支払うこととしていた額を予算計上していたところ、本年10月1日から値上げを実施したため、不用となった額の減額補正を行うものでございます。

112、113ページの歳入でございます。

1款繰入金、1項一般会計繰入金は、値上げを行わなかった場合に指定管理者に支払うこととしていた額の減額に伴う2,715万円の減額でございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項事業費については、歳入と同様の理由による同額の減額でございます。

説明については、以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第28 議案第81号

○議長（上松英邦君） 日程第28、議案第81号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、議案第81号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二郎君） それでは、議案第81号について御説明いたします。

令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の補正及び現行予算に債務負担行為を追加するものでございます。

まず、人件費の補正について御説明いたします。

下段に記載の第4条、(1)のとおり、職員給与費といたしまして、180万6,000円を補正する予定でございます。

その内訳を説明いたします。

第2条に記載のとおり、収益収入は、第1款下水道事業収益、第1項営業収益で20万8,000円、第2項営業外収益で115万6,000円、合わせて136万4,000円の増額補正です。

収益的支出は、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で136万4,000円の増額補正です。

次に、第3条に記載のとおり、資本的支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費で44万2,000円の増額補正であり、その財源につきましては、支出と同額となるよう、本文に記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

2ページ、3ページを御覧ください。

当初予算書に、第10条として債務負担行為を追加するものでございまして、内容につきましては、表に記載のとおり、各浄化センターの維持管理業務など23件でございます。

説明については、以上でございます。

○議長(上松英邦君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算(第2号)は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 散 会

○議長(上松英邦君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

なお、第3日は12月19日午前10時に開会しますので、御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(散会 16時25分)